

年金数理部会セミナー2008

北米にみる年金制度の安定性

ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

平成20年7月31日(木)

社会保障審議会 年金数理部会

目 次

1. 年金数理部会セミナー2008 次第	1
2. 講師・パネリスト紹介	2
3. 基調講演 資料		
(株)野村総合研究所 主席研究員		
坂本 純一	3
4. 参考資料	45

1 年金数理部会セミナー2008 次第

日 時 平成20年7月31日(木) 13:00~16:40
会 場 東京厚生年金会館 地下1階「ロイヤルホール」
主 催 社会保障審議会 年金数理部会
テーマ 北米にみる年金制度の安定性
ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

次 第

13:00 開会の挨拶 山崎 泰彦 社会保障審議会年金数理部会長

13:05-14:55 基調講演
坂本 純一 (株)野村総合研究所 主席研究員

(休憩 14:55-15:10)

15:10-16:30 パネルディスカッション

座 長	宮武 剛	年金数理部会委員
パネリスト	山崎 泰彦	年金数理部会長
	牛丸 聡	年金数理部会委員
	栗林 世	年金数理部会委員
	近藤 師昭	年金数理部会委員
	坂本 純一	(株)野村総合研究所 主席研究員

16:30 ま と め 宮武 剛 年金数理部会委員

2 講師・パネリスト紹介

部会長・パネリスト

山崎 泰彦（やまさき やすひこ）

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授、社会保障審議会委員（年金数理部会長）

横浜市立大学商学部卒業／社会保障研究所研究員／上智大学文学部教授／神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

基調講演講師・パネリスト

坂本 純一（さかもと じゅんいち）

(株)野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員、(社)日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

東京大学理学部卒業／東京大学大学院理学系研究科修士課程修了／厚生省入省／厚生労働省年金局数理課長／(株)野村総合研究所 金融ITイノベーションセンター 主席研究員

パネルディスカッション座長

宮武 剛（みやたけ たけし）

目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授、社会保障審議会年金数理部会委員、同年金部会委員、財政制度等審議会・国家公務員共済組合分科会長、社会保険事業運営評議会・座長

早稲田大学第一政治経済学部卒業／毎日新聞社入社／論説室・論説委員／東京本社・科学部長兼論説委員／論説副委員長／埼玉県立大学保健医療福祉学部教授／目白大学大学院生涯福祉研究科・人間学部子ども学科教授

パネリスト

牛丸 聡（うしまる さとし）

早稲田大学政治経済学術院教授、社会保障審議会年金数理部会委員、中央社会保険医療協議会委員、博士（経済学）

早稲田大学政治経済学部卒業／東京大学経済学部卒業／東京大学大学院経済学研究科博士課程修了／青山学院大学経済学部専任講師／同助教授／同教授／早稲田大学政治経済学術院教授

栗林 世（くりばやし せい）

元中央大学経済学部教授、社会保障審議会年金数理部会委員

信州大学教育学部数学科卒業／経済企画庁入庁／経済企画庁物価局長／中央大学経済学部教授／連合総合生活開発研究所所長（平成15年9月まで）

近藤 師昭（こんどう のりあき）

日本年金数理人会相談役、社会保障審議会年金数理部会委員、(社)日本アクチュアリー会正会員、年金数理人

埼玉大学文理学部卒業／三井生命保険相互会社入社／三井生命保険相互会社常務取締役／日本年金数理人会会長／三井生命保険相互会社顧問／日本年金数理人会相談役／東京理科大学大学院講師（平成19年3月まで）

3 基調講演資料

(株)野村総合研究所 主席研究員 坂本 純一

北米にみる年金制度の安定性
ーベビーブーマーの受給開始と年金財政ー

北米にみる年金制度の安定性

—ベビーブーマーの受給開始と年金財政—

年金数理部会セミナー2008

平成20年7月31日(木)

野村総合研究所

坂本 純一

はじめに

問題意識

● 年金制度の安定性

(注)「平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」(平成18年1月)年金数理部会38ページ

一 保険料水準固定方式の場合

給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと

一 給付先決め方式の場合

保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと

● アメリカとカナダは「安定性」について対照的

一 両者ともにベビーブーマーが引退を開始する

一 制度の特色を調べ今後のわが国の制度運営への示唆を考える

3

日本、カナダ、アメリカの 期間合計特殊出生率の実績推移

年	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	2.75	3.65	3.45
1955-1960	2.08	3.88	3.71
1960-1965	2.02	3.68	3.31
1965-1970	2.00	2.61	2.55
1970-1975	2.07	1.98	2.02
1975-1980	1.81	1.73	1.79
1980-1985	1.76	1.63	1.83
1985-1990	1.66	1.62	1.92
1990-1995	1.49	1.69	2.03
1995-2000	1.39	1.56	1.99
2000-2005	1.29	1.52	2.04

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(参考)アメリカは2007年の年間出生数が史上最高(4,315千人)を記録(ヒスパニック系が特に増加)

4

日本、カナダ、アメリカの 平均寿命の実績推移

年	男女平均			男子			女子		
	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ	日本	カナダ	アメリカ
1950-1955	63.9	69.1	68.9	61.6	66.8	66.1	65.5	71.7	72.0
1955-1960	66.8	70.6	69.7	64.3	67.7	66.6	68.8	73.3	72.9
1960-1965	69.0	71.4	70.0	66.7	68.5	66.8	71.7	74.6	73.5
1965-1970	71.1	72.0	70.4	68.8	69.0	66.8	74.1	75.7	74.1
1970-1975	73.3	73.2	71.5	70.6	69.6	67.8	75.9	76.7	75.4
1975-1980	75.5	74.2	73.3	72.7	70.8	69.5	78.0	78.2	77.2
1980-1985	76.9	75.9	74.1	74.2	72.5	70.8	79.7	79.5	77.9
1985-1990	78.3	77.0	74.7	75.5	73.7	71.5	81.3	80.3	78.4
1990-1995	79.5	77.9	75.3	76.2	74.8	72.2	82.4	81.0	78.9
1995-2000	80.5	78.7	76.5	77.1	75.9	73.6	83.8	81.4	79.3
2000-2005	81.9	79.8	77.4	78.3	77.3	74.7	85.2	82.3	80.0

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

5

日本、カナダ、アメリカの 65歳以上人口割合の実績と見通し

年	日本	カナダ	アメリカ
1950	4.9%	7.7%	8.3%
1955	5.3%	7.7%	8.8%
1960	5.7%	7.5%	9.2%
1965	6.2%	7.7%	9.5%
1970	7.1%	7.9%	9.8%
1975	7.9%	8.5%	10.5%
1980	9.0%	9.4%	11.2%
1985	10.3%	10.3%	11.7%
1990	12.0%	11.3%	12.2%
1995	14.6%	12.0%	12.4%
2000	17.2%	12.6%	12.3%
2005	19.7%	13.1%	12.3%
2010	22.5%	14.2%	12.8%
2015	26.2%	16.1%	14.1%
2020	28.4%	18.4%	15.8%
2025	29.5%	20.9%	17.8%
2030	30.6%	23.2%	19.4%
2035	32.3%	24.3%	20.2%
2040	34.9%	24.9%	20.5%
2045	36.6%	25.3%	20.6%
2050	37.7%	25.7%	21.0%

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

6

日本、カナダ、アメリカの 国際人口移動(入国超過数)の状況

国名	2000年-2005年における 平均国際人口移動(入国超過数) (A)	2003年における人口 (B)	(A)/(B)
日本	54千人	127,659千人	0.04%
カナダ	208千人	31,632千人	0.66%
アメリカ	1,299千人	293,837千人	0.44%

(資料)UN World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database

(注)2007年7月1日現在のアメリカの人口は308,675千人である

7

アメリカ編

8

制度の概要

9

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 適用

- 収入のある者(自営業者を含む)
 - 軍人にも適用される
- 適用除外
 - 州や市町村等の公務員でOASDIを選択しなかった者
(注) 現在州政府のうち7州がOASDIの適用を選択していない。(アラスカ、コロラド、ルイジアナ、メイン、マサチューセッツ、ネバダ、オハイオ)
 - 1984年1月前に採用された連邦公務員
 - 一定の要件を満たす宗教団体の聖職者・職員

10

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(1)

- 老齢給付に焦点を当てる
- 受給資格期間:一定の金額以上の収入があった四半期(QC; credit)が40以上あること
 - ―一定の金額:USD1,050(四半期;2008年)
 - ―受給資格期間を月数で定めず、四半期にしたのは事業主からの報告が四半期ごとだったため(1978年まで;現在は一年毎)
(注)SSAとしては当該四半期において毎月保険料が納められていたのか否かが把握できない。
 - ―このため10年の保険料拠出期間があるのに受給資格が得られないケースもある
- 支給開始年齢
 - ―現在67歳に向けて引き上げ中
 - ・2003年から6年かけて66歳に引き上げ
 - ・2021年から6年かけて67歳に引き上げ
 - ・2008年現在は66歳

11

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(2)

- 年金額は次のステップで算定される
 - ―再評価後平均収入月額(AIME)の算定
 - ―基本保険額(PIA)の算定
- AIMEの算定
 - ①過去の毎年の収入額を並べる
 - ―収入上限を超える場合は収入上限に置き換える
 - ―収入上限:USD102,000(2008年)・・・毎年賃金上昇率で改定
 - ―収入の無かった年はゼロを並べる
 - ②それぞれの年の収入金額を賃金再評価する
 - ―60歳の年までを賃金スライド
 - ―60歳以降の年の収入は再評価しない
 - ③②の再評価後の収入金額のうち多いものから35年分の金額を取り出す
 - ④③の35年の収入金額の平均を作り12で割る=AIME

12

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(3)

● PIA

—二つのベンドポイント(P,Q; $P < Q$)

—Pは平均賃金月額額の22パーセントに設定される

(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD711

—Qは平均賃金月額額の131パーセントに設定される

(注)2008年に62歳に到達する者に対してはUSD4,288

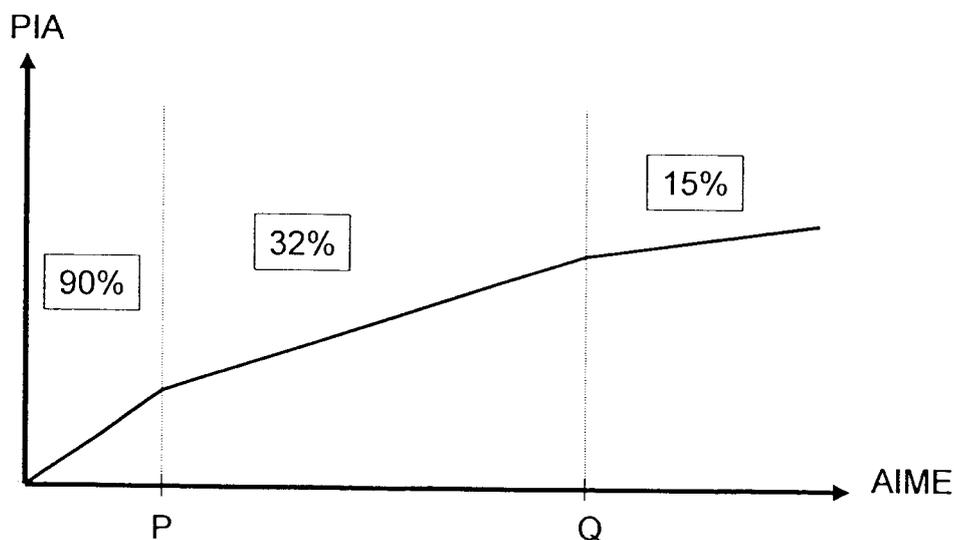
① $AIME \leq P$ のとき $PIA = 0.9 \times AIME$

② $P < AIME \leq Q$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (AIME - P)$

③ $Q < AIME$ のとき $PIA = 0.9 \times P + 0.32 \times (P - Q) + 0.15 \times (AIME - Q)$

13

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(4)



14

アメリカの公的年金制度(OASDI)の枠組み 給付設計(5)

- PIAが本人の老齢年金月額となる
 - －62歳以降の給付額は物価スライド
 - －生涯平均賃金と同額の収入のあった人の代替率は約45%
 - －バンドポイントも収入上限も賃金上昇と平行して動くので平均賃金との比で見れば世代による差はないが、バンドポイントの名目額はコホート固有の値
 - －繰り上げ減額率(繰り下げ増額率)はその者の支給開始年齢に応じて異なる
 - ・支給開始年齢66歳の者…月25/48% (2/3%)、67歳の者…月30/60(=0.5)% (2/3%)
- 被扶養者年金
 - －PIAの50%の年金額
 - －被扶養配偶者(支給開始年齢に到達してから;障害者や16歳未満の子供の世話をしている場合は年齢制限なし)
 - －婚姻期間10年以上の離婚した配偶者で未婚の者
 - －18歳未満の子供

15

OASDIの給付設計の特色

- 所得再分配(バンドポイント制)
- 平均所得の者に対する所得代替率(60歳時点):約45%
- スライド方式
 - －60歳までグロスの賃金スライド
 - －62歳以降物価スライド

16

保険料率

- $12.4\% = 10.6\%(\text{OASI}) + 1.8\%(\text{DI})$
 - －少しでも収入があれば保険料は賦課される
(注)わが国のような非正規雇用をめぐる適用の問題はない
 - －収入上限までの金額に賦課される
- 内国歳入庁が徴収
 - －内国歳入庁は保険料分を優先的にOASDI信託基金に払い込む

17

OASDIの積立金の運用

- 積立金はすべて非市場性の国債、または財務省への貸付で運用しなければならない
 - －市場金利の動向に応じて金利が約定される
 - －財務省が得たこれらの資金は一般会計に投入され、一般会計で費消される
- OASDI給付の費用として、社会保障税(保険料)収入だけでは賅えず、利子収入を使わなければならない段階が2010年代半ばに到来することが見通されている
 - －一般会計は社会保障基金にクーポンを支払うための現金を用意せねばならない
 - －元本を償還しなければならない段階ではさらに大きな規模の現金を用意せねばならない
 - －財務省は危機感を持っている

18

基本的な統計

19

被保険者数、受給者数

- 2008年に社会保障税(保険料)を納める被保険者数(推計): 164百万人
- 受給者数(2008年6月30日現在)

家族のタイプ	受給家族数(千件)	一家族平均受給額(USD;月額)	一家族当たり受給者数
退職した本人のみ	29,240	1,072	1.000
退職した本人および配偶者(ともに62歳以上)	2,295	1,767	2.000
支給開始年齢未満の配偶者と子のいる障害者	75	1,686	3.950
遺族となった配偶者と二人の子供	51	2,219	3.000
遺族となった子供	1,135	941	1.342
遺族となった高齢の配偶者のみ	4,010	1,046	1.000

(資料)SSA Fact Sheet

20

2007年収支

(単位:億米ドル)

歳入	
社会保障税(保険料)	6,561
その他	1,288
計	7,849
歳出	
給付費	5,849
うちOASI	4,891
うちDI	959
その他の歳出	96
計	5,945
年末積立金額	22,385

(資料)SSA Fact Sheetおよび社会保障信託基金理事会財政報告書

21

2008年OASDI信託基金理事会財政報告書

22

2008年財政報告書の概要(1)

- 短期推計(2008—2017)
 - 10年間は十分な財源を確保することができる見通し
 - 積立比率: 362%(2008年初)→403%(2017年初)
- 長期推計(2008—2082)
 - 2017年に歳出が社会保障税(保険料)収入を上回る
 - 2041年に積立金が枯渇
 - 積立金枯渇後も同率の社会保障税(保険料)率で運営するとすれば給付を2041年には22%、2082年には25%削減しなければならない

(注)中位推計による見通しである

23

2008年財政報告書の概要(2)

- これからの75年間では財政は均衡していない
 - 保険料率換算で1.70%不足

(注)永久均衡方式による不足保険料率は3.2%

- 給付を2008年初から直ちに11.5%削減すれば75年間は均衡
- 総合費用率の見通し: 11.20%(2008年)→17.50%(2082年)

24

2008年財政報告書の概要(3)

● 長期推計における主な前提

基礎率	中位推計	低コストケース	高コストケース
合計特殊出生率	2.0	2.3	1.7
2032-2082における死亡率改善率(年率)	0.73	0.32	1.21
2008-2082における国際人口移動 (入国超過数)の平均(千件)	1,070	1,375	790
生産性上昇率	1.7	2.0	1.4
賃金上昇率	3.9	3.4	4.4
消費者物価上昇率	2.8	1.8	3.8
実質賃金上昇率	1.1	1.6	0.6
失業率	5.5	4.5	6.5
積立金の実質運用利回り	2.9	3.6	2.1

25

2008年財政報告書の概要(4)

- 確率過程を取り入れた将来推計も参考として行っている
- 積立比率の見通しを比べると、中位推計は確率過程を取り入れた推計分布の平均的なところに位置しているが、低コストケースも高コストケースも両端の2.5%ゾーン(2 σ)に位置している

26

財政報告の経済前提の決定過程

- OASDI信託理事会が決定
- 4年に一度Technical Panelが社会保障諮問理事会により任命され、決定方法を見直し、意見を述べた報告書を作成する
- 2007年Technical Panel報告書
 - －確率過程を取り入れた将来推計やマイクロシミュレーションのような最新技術の開発をさらに推し進めるべし
 - －より多くの移民があるという前提、平均余命はより大幅に改善するという前提を置くべし

27

OASDIの財政状況の問題点

- 財政不均衡を早期に解決しなければならない
 - －OASDIは受給者、被保険者とその家族に無くてはならない存在
 - －深い理解に基づいた議論、創造的な思考と早期の法制化により、議会と大統領は社会保障制度が将来世代も保護し続けることを保証できる(2008年社会保障信託基金理事会財政報告書から)

28



制度改革議論

29



制度改革議論

- 1994－96社会保障諮問委員会報告
- Moynihan提案
- 社会保障強化大統領委員会報告
- Bushの年金改革案
- 財務省の論点整理メモ

30

社会保障諮問委員会報告(1)

- 1996年報告書
- 社会保障諮問委員会は1994年改正法により社会保障諮問理事会に改組される
 - －1996年報告書は旧委員会の最後の報告書
- 問題意識
 - －財政の均衡を回復することが望ましい
 - －時間の経過することだけで再び財政不均衡が生じることは好ましくない
 - －損得論にも配慮が必要
 - －人々の制度への信頼を取り戻すべき

31

社会保障諮問委員会報告(2)

- 委員共通の認識
 - －保険料率の引き上げは政治的に支持が得られない
 - －世代間の公平性に配慮することは、若年世代における内部収益率の向上を招き、制度の信頼回復に資する
 - －現行どおり、スライド制の維持、資産調査なし、一般会計からの財源投入なし、を維持することが好ましい
 - －皆年金を目指す
 - －支給開始年齢の引き上げを早める

32

社会保障諮問委員会報告(3)

● 三案の併記

一 現行給付維持案

- ・年金給付への課税強化→この税収は社会保障信託基金に還元される
- ・新規採用の州公務員、地方自治体公務員をOASDIの適用とする
- ・AIMEの計算で35年平均を40年平均とする
- ・2045年に少しだけ保険料を引き上げる
- ・OASDI信託基金の積立金の一部の株式投資を認める

一 個人勘定の上乗せ案

- ・上乗せの個人勘定を作り強制加入とする(運用は政府が行い、個人には複数の選択肢を設ける)
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・中高所得層の給付の増加の抑制
- ・AIMEの対象期間の延長、給付への課税強化、地方公務員への適用拡大は現行給付維持案と同じ

一 個人勘定方式への移行案

- ・免除保険料率5%の大きさでの個人勘定による代行(個人勘定は民間の運用商品により運用)
- ・経費は増税、国債発行により賄う
- ・支給開始年齢の引上げの早期化
- ・在職老齢年金の給付調整を廃止

33

Moynihan提案

- 急進的リベラル派には批判的な民主党議員、1983年改正で活躍
- 毎年1%のスライド削減
- OASDI給付に対する課税強化
 - 一 企業年金並みにする
 - 一 その税収は社会保障信託基金に還元される
- 適用除外になっている州政府職員等への適用
- 給付算定基礎期間を38年に拡大
- 支給開始年齢の70への引き上げ
- 在老の廃止
- 収入上限の引き上げ
- 当面2%ポイント保険料率を引き下げるが、将来の保険料拠出計画も法定する
- 2%の掛け金率による個人勘定を上乗せする(税制優遇、任意加入)

34

社会保障強化大統領委員会報告(1)

- Moynihanもメンバー、途中で亡くなる
 - －超党派的委員会
 - －しかし個人勘定創設の意見の持ち主のみが選ばれたと批判されている
- 三つの案を報告
 - －共通点は、希望者に対し個人勘定による社会保障給付の一部の代行（個人勘定には最低保証はない）を認めること(社会保障諮問委員会の個人勘定方式への移行案に一番近い)
 - －(第1案)免除保険料率2%による代行
 - －(第2案)PIA算定の際のベンドポイントのスライドを物価スライドで行い、免除保険料率4%による代行
 - －(第3案)死亡率改善分を給付スライドに反映させ、2.5%の免除保険料率による代行

35

社会保障強化大統領委員会報告(2)

- OACTによりそれぞれの案に対する財政見通し
が作られている

改正案	不足保険料率	支出が保険料収入を上回る最初の年	支出が保険料収入の範囲に再度収まる最初の年	積立金が枯渇する年
現行法(2001年財政報告書)	△1.86%	2016	NA	2038
第一案(国庫補助なし)				
・67%が個人勘定を選択	△2.18%	2012	NA	2030
・100%が個人勘定を選択	△2.34%	2009	NA	2026
第一案(免Pの半分を国庫補助)				
・67%が個人勘定を選択	△1.57%	2014	NA	2034
第一案(免P分を国庫補助)				
・67%が個人勘定を選択	△0.96%	2016	NA	2042
第二案				
・67%が個人勘定を選択	0.13%	2010	2059	NA
・100%が個人勘定を選択	0.16%	2006	2058	NA
第三案				
・67%が個人勘定を選択	0.02%	2014	2072	NA
・100%が個人勘定を選択	0.07%	2011	2062	NA

36

Bush政権の年金改革案

- 2005年2月
- 個人勘定による社会保障給付の一部を代行する提案
- 財政均衡の回復についてどのような案が作成されていたかは不明
- 支持が得られず立ち消えになっている

37

財務省の論点整理メモ(1)

- Paulson財務長官の挨拶
 - －公的年金改革問題については、個人勘定と、保険料率について意見が大きく分かれたが、私自身の超党派的な対話から一致する点もたくさんあることに気がついた
 - －すべての人が問題の深刻さを認め、解決のための原則や政策のいくつかについては多くの人が賛同した
 - －この対話を発展させるため、財務省としては共通の基盤に着目し、率直な問題の分析と改革の可能性を示唆する論点整理メモを公表していくことにした
- 財務省の危機感
 - －2008年財政報告書によれば2017年に一般会計が用意しなければならない現金は、USD237億、2020年にはUSD1,068億、2030年にはUSD4,714億と急速に増大する

38

(参考)

2008年財政報告書による収支見通し

年次	歳入			歳出 (b)	年末積立金	(a)-(b)
	利子以外の収入(a)	利子収入	合計			
2008	702.5	117.1	819.7	623.5	2,434.7	79.0
2009	747.1	125.7	872.8	660.0	2,647.5	87.1
2010	787.3	137.6	925.0	699.6	2,872.8	87.7
2011	826.4	151.1	977.5	743.7	3,106.6	82.7
2012	866.7	165.3	1,031.9	793.4	3,345.2	73.3
2013	908.2	179.7	1,087.8	848.8	3,584.2	59.4
2014	950.1	194.0	1,144.2	908.3	3,820.2	41.8
2015	993.9	208.1	1,201.9	971.6	4,050.5	22.3
2016	1,039.6	222.2	1,261.8	1,039.0	4,273.4	0.6
2017	1,087.1	236.8	1,323.9	1,110.8	4,486.4	-23.7
2020	1,241.6	275.4	1,517.0	1,348.4	5,042.8	-106.8
2030	1,914.1	294.0	2,208.1	2,385.5	5,098.7	-471.4
2040	2,954.5	38.3	2,992.8	3,762.1	227.4	-807.6

39

財務省の論点整理メモ(2)

● 財務省の主張

— 財政の不均衡はできるだけ早く、かつ、なるべく生涯収入の高い人が多く負担する方法で解消すべきである

・過去にさかのぼって解消することは不可能であり、現実的ではないので、現在世代、および将来世代で解消すべき

・改革を遅らせるほど世代間の不公平が生じる

● 改革の視点

— 世代間の公平性に配慮すること

— 世代内の公平性を確保すること・・・所得再分配が維持されること

— 給付の十分性を確保すること

— 積立金が本当の役割を果たすこと

40

財務省の論点整理メモ(3)

- 世代間の公平性を測る指標

$$\text{生涯純給付率} = \frac{(\text{給付現価}) - (\text{保険料現価})}{\text{給与現価}}$$

－生涯純給付率がマイナスの場合、その絶対値を生涯純保険料率と呼ぶ(多くの世代で生涯純給付率はマイナスである)

- 世代内の公平性を測る指標

$$\text{世代内再分配指標} = \frac{\text{当該者の生涯純保険料率}}{\text{平均収入の者の生涯純保険料率}}$$

- 給付の十分性を測る指標

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{給付額}}{\text{21-65歳の間の再評価後平均収入}}$$

41

財務省の論点整理メモ(4)

- 積立金が本当の役割を果たすための改革案

- －(第一案)希望する者に対し個人勘定による代行を認める。
- －(第二案)事務コストの抑制のため、第一案で運用の選択肢は設けない案
- －(第三案)OASDI信託基金の積立金を株式を含めた資本市場で運用する案
- －(第四案)OASDI信託基金の積立金を市場性のある国債で運用する案

- 給付水準の削減方法

- －(第一案)経過措置として一時期物価スライドに切り換える案
- －(第二案)AIMEの高い部分に物価スライドを適用する案

(注)通常の賃金スライドをした上で実質賃金上昇率で割り戻せば物価スライドになる

42

AAA社会保障委員長のコメント

- AAA(American Academy of Actuaries)はアメリカ連邦議会や連邦政府に対し、定期的に証言や情報提供を行い、法案等に対しコメントを行う
- Mr. Ken Buffin(Chairman of AAA Social Security Committee)の財務省論点整理メモに対するコメント(No.4までについてのコメント):
 - 非常に重要なテーマであるので、公的年金財政の長期的均衡だけでなく、給付の十分性、優先度、経済政策という観点からもコメントしたい
 - 世代間の公平性の問題は、十分配慮しなければならないが、達成できないかもしれないし、制度の存続可能性にとってそれほど重要な課題ではない
 - むしろ再分配政策の文脈では、社会連帯と給付の十分性を以て制度の公正さ(fairness)を意味するのではないか
 - 論点整理メモで「OASDIは真の終身年金であり、物価スライドが行われ、事務費も少なく済んでいる。強制適用であるため逆選択の問題もない。これは民間の会社では実現できない。」と指摘している点は評価できる。それでも途中で、「保険料率を下げても、その分貯蓄に回るだけだから、個人の老後所得に影響は少ない。」と述べたりして、混乱している。
 - 論点整理メモでは永久均衡方式による数値をベースに議論すべきとしているが、永久均衡方式の財政見通しは不確定性が増し、政策決定の根拠とするには問題点が多い。また、一方で死亡率が相当程度改善するという前提を置きながら、永久に支給開始年齢を固定した前提で出てくる財政不均衡は現実的な数値ではない。実際には、途中で必ず支給開始年齢の見直しを行うからである。
 - 論点整理メモは事実上給付の十分性について触れていない

43

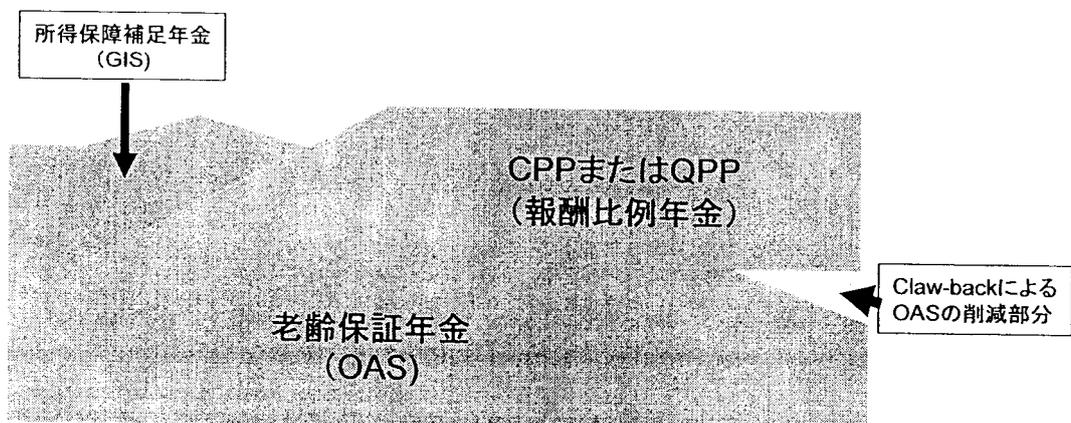
カナダ編

44

カナダの年金制度の概要

45

カナダの公的年金制度の枠組み



46

適用

- 老齢保証年金(OAS)
 - －資産調査なしの税方式による定額年金
 - －全居住者が対象
- CPP, QPP(報酬比例年金)
 - －社会保険方式による年金
 - －収入のある18－70歳の被用者(公務員、軍人を含む)、自営業者が対象
 - ・年収下限(YBE)より年収の少ない者は適用されない
 - ・YBE=CAD3,500
 - ・一定の宗教団体の聖職者、職員は適用されない
- 所得保障補足年金(GIS)
 - －OAS受給者が対象
 - －所得調査つきの税方式による補足年金

47

給付設計(1)

- OAS
 - －1952年導入;税方式
 - －支給要件:10年以上カナダに居住していること
 - －18歳以降40年居住で満額の年金
 - －満額の年金月額=CAD502.83(2008年1月現在)
 - (注)平均年収が約CAD40,000であるので、平均年収の約15%と言える
 - －給付は課税される
 - －年金額は物価スライド・・・賃金に比べ水準は低下
 - －高額所得者のOAS給付は削減される(Claw-back制度)
 - ・CAD64,178を超える収入の15%が年金給付額から削減される
 - ・CAD104,903以上の収入のある者にはOASは支給されない
 - ・これらの限度額は物価スライドされる

48

給付設計(2)

● CPP/QPP

- CPPとQPPは実質的に同じ制度(完全な通算制)
- 受給資格期間: 1年以上の拠出期間があること
- 給付算定手順

① 収入上限(YMPE)の過去5年間の平均を作る

- ・受給開始年から過去5年の平均である
- ・YMPE=CAD44,900(2008年)
- ・収入上限の平均(MPEA)と呼ばれる

② 過去の報酬月額を再評価する

- ・再評価率はMPEAをその報酬月額が属する年のYMPEで割った率

③ ②で作った報酬月額の平均を作る

④ 年金月額 = ③ × 25% × min{1, (保険料拠出年数)/40}

- 受給開始後は物価スライド
- 繰上げ、繰下げ受給の際の減額率、増額率は月0.5%

49

給付設計(3)

● GIS

- CPP/QPPの導入とともに始まった
- まず、OASの受給者でなければGISは受給できない
- 一年前の収入に応じて支給される(資産調査はない)
 - ・7月-6月の給付額が決定される
 - ・OAS, GISの給付は収入に含まれない
 - ・居住期間10年で満額
 - ・給付額 = [(OASの満額 - 実際の受給額) + (満額のGIS) - (収入月額の50%)] × min{1, (居住年数)/10}
- 満額の月額: CAD634.02(単身)、CAD418.02×2(夫婦)
- 金額は物価スライド
- 給付は課税されない
- 国外に移住した者には、移住後6か月間のみ支給される
- 本格的なCPP受給者が始まって、GIS受給者は減少傾向

50

CPPの給付設計の特色

- 受給開始までの賃金再評価の方法はドイツのポイントシステムに類似
 - ーただし、平均賃金を基準にするのではなく、収入上限を基準にする点は異なる
 - ー受給開始後は物価スライドである点は異なる
- 毎年の収入上限は比較的低い

51

保険料率

- OAS:税財源
- CPP/QPP:保険料率=9.9%(労使折半)
 - ーYBEを超える収入のうちYMPEまでの収入について賦課される
- GIS:税財源

52

CPP、QPPの財政の自動均衡措置

- 3年ごとの財政検証において財政の均衡が崩れていることが判明し、政治的に解決方法が見出せない場合：
 - － 保険料率は、財政の均衡に必要な保険料率と現在の保険料率との差の半分相当の率だけ引き上げる
 - － 財政の均衡が回復するまで年金給付のスライドを停止する

53

CPP, QPPの積立金の運用

- CPPIB/QPPIBで運用を行う
- CPPIB/QPPIBは政府や議会から独立している

54

基本的な統計

55

被保険者数、受給者数(CPP,QPP)

- 保険料拠出者数(2002年): 14.9百万人
 - －CPP: 11.3百万人
 - －QPP: 3.6百万人
- 受給者数(2005年3月末現在): 5.3百万人
- 給付額(2005会計年度): CAD328億
 - －CPP: CAD249億
 - －QPP: CAD 79億

56

2005会計年度収支(CPP)

- 年度初積立金 CAD834億
- 収入 CAD431億
 - －保険料収入 CAD301億
 - －運用収入 CAD130億
- 支出 CAD254億
 - －給付費 CAD250億
 - －事務費 CAD 5億
- 年度末積立金 CAD1,011億

57

CPP第23回財政報告書

58

CPP第23回財政報告書(1)

● 財政運営の原則

- －将来、年間給付費のおよそ5.5年分の積立金を保有すること
(steady-state funding)
- －給付改善や新しい給付を導入するときにはその財政は完全積み立て方式で運営すること
(incremental full funding)

59

CPP第23回財政報告書(2)

- 財政運営の原則を実現するCPPの最小の保険料率は9.82%である。
 - －9.82%で運営した場合、積立比率は、2006年の4.1から5.4(2019年)、5.6(2050年)、5.3(2075年)と変化
- 現行の実行保険料率の9.9%で運営した場合、
 - －2007年-2019年の間は、保険料収入だけで十分給付が賄える
 - －2020年以降は運用収入を給付に充てなければならず、例えば2050年には運用収入の31%を給付費に充てる必要と見通されている
 - －積立比率は5.5(2019年)、6.0(2050年)、6.4(2075年)となる
- 保険料拠出者は2007年の12.3百万人から、2050年には15.4百万人に増加する見通し

60

CPP第23回財政報告書(3)

財政見通しの前提

合計特殊出生率	1.6
死亡率	2000-02カナダ生命表 将来の死亡率改善を見込む
平均寿命(2007) 男子	84.5年
女子	87.7年
65歳の平均余命(2007) 男子	19.3年
女子	22.0年
国際人口移動(入国超過率)	～2015まで 0.50% 2020～ 0.54%
15-69歳の労働力率	74.2%(2030)
15-69歳の雇用者比率	69.9%(2030)
失業率	6.3%
物価上昇率	2.5%
実質賃金上昇率	1.3%
実質運用利回り	4.2%
60歳における退職率 男子	40.0%
女子	45.0%
CPP障害発生率(対千人) 男子	3.1
女子	3.5

61

CPP 第23回財政報告書に対する外部検証

- 2008年3月19日the CPP Actuarial Review Panelの報告書
 - ー3人のカナダアクチュアリー会正会員が外部検証
 - ー積立水準を2050年まで示していることについて、「専門家ならともかく、一般の人には不適切に積立水準が低いという印象を与えてしまうことは問題である。」との指摘あり
 - ーそのほか12の勧告を行っている
- イギリスGADが3人の選定に当たり、かつ、その報告書について意見を述べている(4月23日)
 - ーいずれもOCAの要請である
 - ーGADは、「首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか」などの点について報告書は触れていないと指摘

62

(参考)

イギリスGADが述べている意見

- 次の諸点について外部検証者は意見を述べるべきである：
 - － 首席アクチュアリーやそのスタッフが財政検証を遂行するに十分な経験を有しているか
 - － 実務基準や法令を遵守して財政検証が行われたか
 - － 首席アクチュアリーは財政検証を行うにあたり、必要な情報を入手できたかどうか、また、データに関するチェックや分析は十分行われたかどうか
 - － 報告書の数理的手法や前提は合理的かどうか
 - － 報告書は首席アクチュアリーとそのスタッフの仕事を公正に伝えているかどうか

63

カナダの公的年金制度の歴史

64

問題意識

- カナダの公的年金の特色
 - －老齢保障年金(OAS)が税方式であること
 - －CPPの積立度合いを途中で上げ始めたこと
 - －OASもCPPも創設が比較的新しいこと
- これらの特色の由来を調べること

65

老齢年金法(1927年)成立まで

- カナダの工業化は比較的遅かった
 - －19世紀末はまだ農業国・・・大家族制が維持されていた
- 20世紀に入り工業化が進展
 - －人口の都市集中、困窮化する高齢者の増加
 - ・poorhouseに収容される高齢者の急増
 - ・「貧困は個人や家族の責任」という考え方が根強く残る
 - －第一次世界大戦でさらに工業化が加速(軍需景気)
 - ・しかし高齢者の仕事は減少→多くの高齢者は困窮生活を送る
- 第一次世界大戦の終了とともに傷痍軍人や戦没者遺族に対する補償給付が始まる
 - －国の経済発展に貢献した高齢者を扶助すべきという機運を生み出す
 - －老齢年金法の成立

66

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(1)

- 1927年老齡年金法の特徴
 - ー税財源による所得・資産調査つき年金給付
 - ー州政府が実施
 - ・州政府は受給者が死亡すると残された財産から給付費相当分を回収することが可能
 - ・所得・資産調査の基準は州政府によりまちまち
 - ・連邦政府は各州政府の費用の半額を負担(財源は1917年に開始された所得税)
- 1927年老齡年金法の問題点
 - ー所得・資産調査は屈辱的
 - ー給付申請者の子供たちには扶養能力が無いことを証明する必要があったが、時には州の担当官が扶養しようとしていない子供を訴えることを勧めた
 - ー受給者の死亡の際に残された財産から費用が回収された
- 大恐慌の影響
 - ー失業者の爆発的増大→高齢者の貧困問題と合わせて貧困全般の解決が国家的課題となる

67

老齡保障年金法(OAS;1951年)の成立まで(2)

- 1930年代終わりに第二次世界大戦が始まると、再び軍需景気で経済が活況を取り戻す
 - ー豊かになる現役層の増加
 - ーしかしインフレなどにより多くの高齢者は貧困のまま取り残される
 - ーより効果的な老齡保障制度を模索する議論続く
- 1952年老齡保障年金(OAS)制度の施行
 - ー所得・資産調査のない税財源の制度
 - ー憲法改正を伴う(老齡保障を連邦政府も行えるように)
 - ーアメリカの社会保障制度を取り入れる意見もあったが、社会保険方式であれば給付の効果が出るまでに時間が掛かるために、税財源で給付を行い、すぐに効果を出すことが必要と判断された
 - ←高齢者の貧困の解消が喫緊の課題だった

68

(参考)

アメリカ社会保障法準備段階での拠出制・無拠出制に関する議論(SSA資料)

- 1934年F.ルーズベルト大統領が経済保障委員会(CES)を立ち上げ
- 社会保険方式と税方式を比較
- 個人に与える影響が二つの方式で異なることを指摘
- 税方式
 - ー政府は費用のコントロールがよくできるメリットがある
 - ーしかし、差別感情や資産調査のためにためらう人も多く、政策効果が薄くなる可能性がある
 - ーまた、一部の人に貯蓄をしないことや働かないことを選択させるモラルハザードがある
 - ー多くの納税者にとって自分に関係のない給付のための財源を拠出することに抵抗感が生まれる可能性がある
- 社会保険方式
 - ー権利としての給付を支給することになり、差別感情が生まれない
 - ーモラルハザードも生じない
 - ー諸外国でも、資産調査への抵抗感や、権利としての給付が望ましいことから、税方式から社会保険方式へのシフトが起こっている

69

CPP,QPPの成立(1966年)まで

- 「人生における経済リスクに対し、保障されるべき」という考え方が次第にカナダで普及
 - ー1957年医療保険制度の導入
 - ーILOの影響
 - 「OASだけでは不十分」という意見が強まる
- 1957年クラーク委員会報告
 - ーアメリカ社会保障制度の調査
 - ー人口構造、経済構造が異なるので同様の制度を取り入れることはできないが、障害年金、遺族年金を取り入れることはよい
 - 憲法改正への動きが出る
- 1963年すべての政党が制度改革案を発表→政府は改革へ動く
- 1964年ケベック州が独自の拠出制年金(障害、遺族年金を含む)を導入する計画を表明
 - ーQuebec's quiet revolution
 - ーオンタリオ州が連邦政府に協力することを発表…CPP成立の決定的要因となる
- 憲法改正とともにCPP/QPPが成立
 - ーCPP/QPPの恩恵を受けることができない人のために所得調査つきのGISが導入される

70

その後の改正(1)

● Claw backの導入(1989年改正)

—連邦政府の財政難の折から予算の抑制のために導入された

—1970年代、80年代には繰り返し景気後退局面が現れた

・2桁のインフレ、失業率の増大

・政府は大きな財政赤字を抱えるようになる

・貧困状態にある高齢者数が減らなかった(特に単身高齢女性、低賃金労働者、障害者)

・女性やアボリジニの均等処遇が重要政策課題になった

71

その後の改正(2)

● 1998年改正の要因

—連邦政府、州政府ともに大きな財政赤字を抱えていた

(注)連邦政府の赤字は1996年当時GDPの69%であった

—米・英の影響で税金の軽減を求める世論が強くなった

—人口の急速な高齢化で公的年金制度の持続可能性を危ぶむ声が強くなった

—CPPの積立金が減少した

—CPPのアクチュアリーが、制度をこのまま維持した場合、将来の保険料率が14.2%まで上がるという見通しを公表した

・CPPの保険料率:3.6%(1966年-1984年)、6%(1997年)

72

その後の改正(3)

- 1998年改正の内容

- 給付の9.3%削減
- 保険料率を6%(1997年)から9.9%(2003年)に引き上げ
- 積立金の運用を効率的な運用に切り替える
 - ・それまでは州政府債が主な投資先であった
- 自動均衡措置の導入

73

まとめ

74

まとめ

- 財政再計算と財政検証
- 財政運営の考え方について
- 積立金の効用

75

財政再計算と財政検証

- 定期的な財政検証は規律ある制度運営に資する
- 規律の保持への貢献という意味では、財政再計算の方がより強力
 - ーアメリカの例
 - ー政治的に難しい環境にある

76

財政運営の考え方

- 世代間の公平性の定義
 - －様々な角度から検討する必要あり
- 永久均衡方式と有限均衡方式
- 積立金の効用と社会保障制度
 - －アメリカの運用方法は問題が大きい。しかしこれも議論をした上での選択(財務省の論点整理メモでは再度俎上に上がっている)

4. 参考資料

参考資料一覧

[人口関連]

我が国の人口ピラミッド	48
我が国の人口の推移	48
出生数及び合計特殊出生率の年次推移	49
平均余命の推移	50
将来推計人口	51
将来推計人口における合計特出生率・平均寿命の推移	52

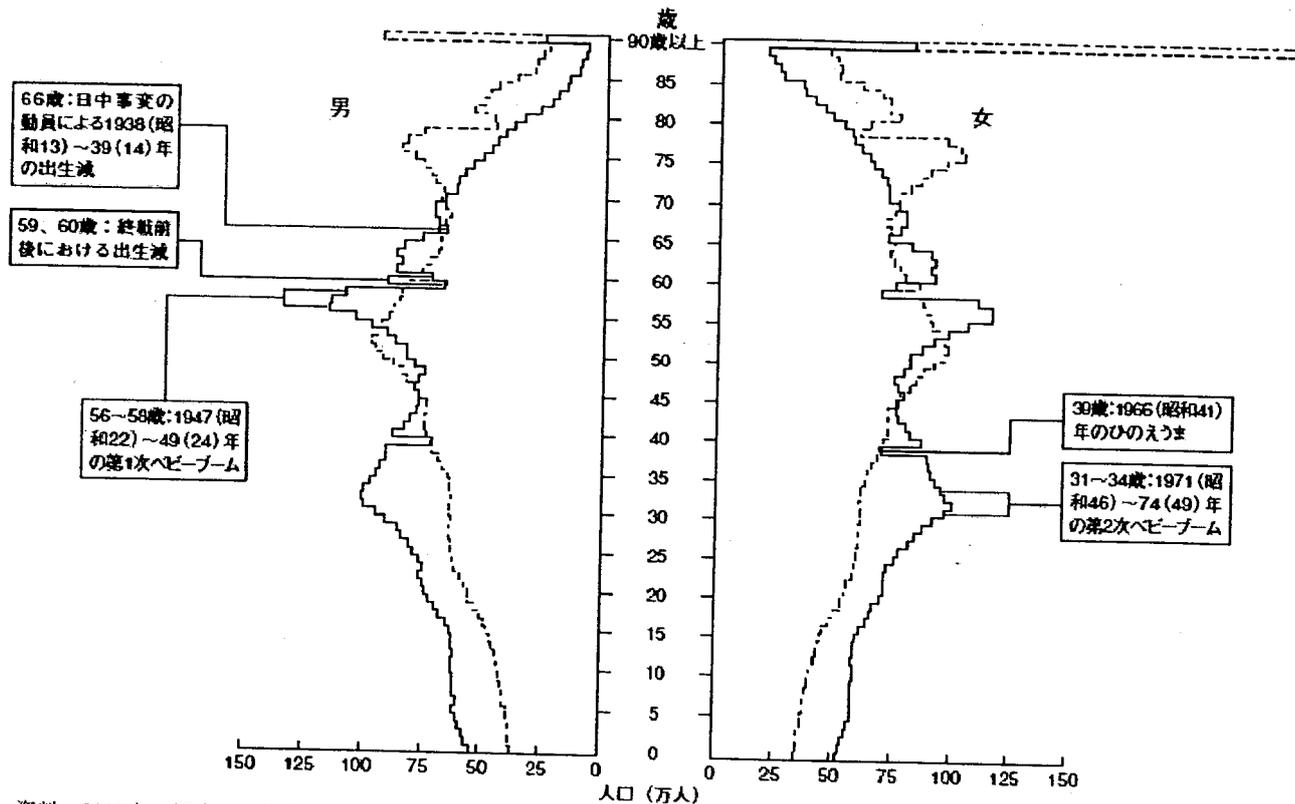
[公的年金制度関連]

公的年金制度一覧	53
公的年金各制度の財政収支状況（平成18年度）	54
公的年金各制度の単年度収支状況（平成18年度）	55
被保険者数の推移	56
受給権者数の推移	57
1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）	58
老齢・退年相当の老齢・退職年金の平均年金月額	58
年金扶養比率の推移	59
総合費用率の推移	59
独自給付費用率の推移	60
収支比率の推移	61
積立比率の推移	62
平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(要旨)	63
(参考1)厚生年金の財政見通し	71
(参考2)国共済+地共済の財政見通し	71
(参考3)私学共済の財政見通し	72
(参考4)国民年金の財政見通し	72

[諸外国]

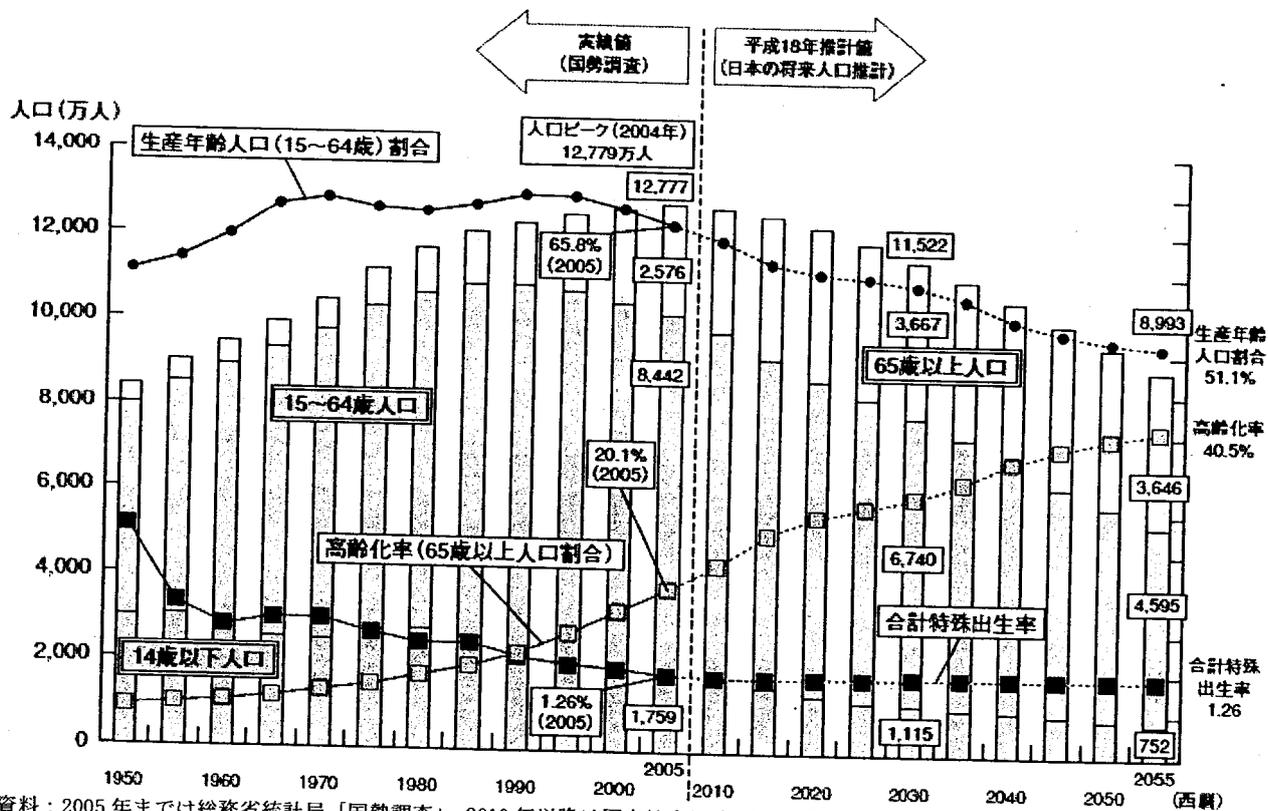
アメリカの公的年金	73
カナダの公的年金	74
年金制度の国際比較	75
諸外国の年金制度の概要	76

○ 我が国の人口ピラミッド



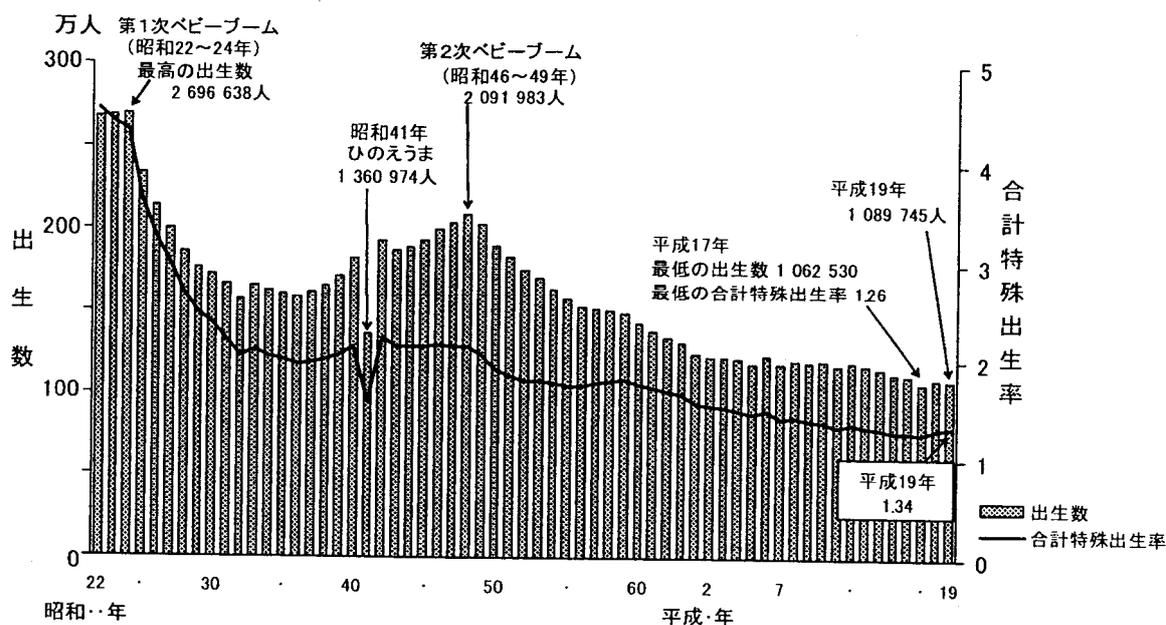
資料：2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 出生中位(死亡中位)推計」、
 2005年は総務省統計局「平成17年国勢調査」
 (注) 実線は2005年、波線は2025年の数値。90歳以上人口は年齢別人口が算出できないため、まとめて「90歳以上」とした。

○ 我が国の人口の推移



資料：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 中位推計」

○ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



年次	出生数	合計特殊出生率	年次	出生数	合計特殊出生率
1899 (明治32) 年	1,386,981	...	1978 (昭和53)	1,708,643	1.79
1905 (明治38)	1,452,770	...	1979 (昭和54)	1,642,580	1.77
1910 (明治43)	1,712,857	...	1980 (昭和55)	1,576,889	1.75
1915 (大正4)	1,799,326	...	1981 (昭和56)	1,529,455	1.74
1920 (大正9)	2,025,564	...	1982 (昭和57)	1,515,392	1.77
1925 (大正14)	2,086,091	...	1983 (昭和58)	1,508,687	1.80
1930 (昭和5)	2,085,101	...	1984 (昭和59)	1,489,780	1.81
1935 (昭和10)	2,190,704	...	1985 (昭和60)	1,431,577	1.76
1940 (昭和15)	2,115,867	...	1986 (昭和61)	1,382,946	1.72
1943 (昭和18)	2,253,535	...	1987 (昭和62)	1,346,658	1.69
1947 (昭和22)	2,678,792	4.54	1988 (昭和63)	1,314,006	1.66
1950 (昭和25)	2,337,507	3.65	1989 (平成元)	1,246,802	1.57
1955 (昭和30)	1,730,692	2.37	1990 (平成2)	1,221,585	1.54
1960 (昭和35)	1,606,041	2.00	1991 (平成3)	1,223,245	1.53
1961 (昭和36)	1,589,372	1.96	1992 (平成4)	1,208,989	1.50
1962 (昭和37)	1,618,616	1.98	1993 (平成5)	1,188,282	1.46
1963 (昭和38)	1,659,521	2.00	1994 (平成6)	1,238,328	1.50
1964 (昭和39)	1,716,761	2.05	1995 (平成7)	1,187,064	1.42
1965 (昭和40)	1,823,697	2.14	1996 (平成8)	1,206,555	1.43
1966 (昭和41)	1,360,974	1.58	1997 (平成9)	1,191,665	1.39
1967 (昭和42)	1,935,647	2.23	1998 (平成10)	1,203,147	1.38
1968 (昭和43)	1,871,839	2.13	1999 (平成11)	1,177,669	1.34
1969 (昭和44)	1,889,815	2.13	2000 (平成12)	1,190,547	1.36
1970 (昭和45)	1,934,239	2.13	2001 (平成13)	1,170,662	1.33
1971 (昭和46)	2,000,973	2.16	2002 (平成14)	1,153,855	1.32
1972 (昭和47)	2,038,682	2.14	2003 (平成15)	1,123,610	1.29
1973 (昭和48)	2,091,983	2.14	2004 (平成16)	1,110,721	1.29
1974 (昭和49)	2,029,989	2.05	2005 (平成17)	1,062,530	1.26
1975 (昭和50)	1,901,440	1.91	2006 (平成18)	1,092,674	1.32
1976 (昭和51)	1,832,617	1.85	2007 (平成19)	1,089,745	1.34
1977 (昭和52)	1,755,100	1.80			

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」
 (注) 2007 (平成19) 年は概数である。

○ 平均余命の推移

年次	男					女				
	0歳	20歳	40歳	65歳	80歳	0歳	20歳	40歳	65歳	80歳
1947(昭和22)	50.06	40.89	26.88	10.16	4.62	53.96	44.87	30.39	12.22	5.09
50(昭和25)-52(27)	59.57	46.43	29.65	11.35	5.04	62.97	49.58	32.77	13.36	5.64
55(昭和30)	63.60	48.47	30.85	11.82	5.25	67.75	52.25	34.34	14.13	6.12
60(昭和35)	65.32	49.08	31.02	11.62	4.91	70.19	53.39	34.90	14.10	5.88
65(昭和40)	67.74	50.18	31.73	11.88	4.81	72.92	54.85	35.91	14.56	5.80
70(昭和45)	69.31	51.26	32.68	12.50	5.26	74.66	56.11	37.01	15.34	6.27
75(昭和50)	71.73	53.27	34.41	13.72	5.70	76.89	58.04	38.76	16.56	6.76
80(昭和55)	73.35	54.56	35.52	14.56	6.08	78.76	59.66	40.23	17.68	7.33
85(昭和60)	74.78	55.74	36.63	15.52	6.51	80.48	61.20	41.72	18.94	8.07
90(平成 2)	75.92	56.77	37.58	16.22	6.88	81.90	62.54	43.00	20.03	8.72
95(平成 7)	76.38	57.16	37.96	16.48	7.13	82.85	63.46	43.91	20.94	9.47
97(平成 9)	77.19	57.86	38.62	17.02	7.56	83.82	64.36	44.79	21.75	10.08
98(平成10)	77.16	57.85	38.66	17.13	7.68	84.01	64.56	45.01	21.96	10.27
99(平成11)	77.10	57.74	38.56	17.02	7.53	83.99	64.50	44.94	21.89	10.18
2000(平成12)	77.72	58.33	39.13	17.54	7.96	84.60	65.08	45.52	22.42	10.60
01(平成13)	78.07	58.64	39.43	17.78	8.13	84.93	65.39	45.82	22.68	10.80
02(平成14)	78.32	58.87	39.64	17.96	8.25	85.23	65.69	46.12	22.96	11.02
03(平成15)	78.36	58.89	39.67	18.02	8.26	85.33	65.79	46.22	23.04	11.04
04(平成16)	78.64	59.15	39.93	18.21	8.39	85.59	66.01	46.44	23.28	11.23
05(平成17)	78.56	59.08	39.86	18.13	8.22	85.52	65.93	46.83	23.19	11.13
06(平成18)	79.00	59.49	40.25	18.45	8.45	85.81	66.22	46.66	23.44	11.32

資料：平成7年まで及び平成12年、17年は厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」、それ以外は「簡易生命表」
 (注) 昭和45年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

○ 将来推計人口

総人口、年齢3区分(0~14歳, 15~64歳, 65歳以上)別人口及び年齢構造係数: 出生中位(死亡中位)推計

年次	人 口 (1,000人)				割 合 (%)		
	総 数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成 17 (2005)	127,768	17,585	84,422	25,761	13.8	66.1	20.2
18 (2006)	127,762	17,436	83,729	26,597	13.6	65.5	20.8
19 (2007)	127,694	17,238	83,010	27,446	13.5	65.0	21.5
20 (2008)	127,568	17,023	82,334	28,211	13.3	64.5	22.1
21 (2009)	127,395	16,763	81,644	28,987	13.2	64.1	22.8
22 (2010)	127,176	16,479	81,285	29,412	13.0	63.9	23.1
23 (2011)	126,913	16,193	81,015	29,704	12.8	63.8	23.4
24 (2012)	126,605	15,880	79,980	30,745	12.5	63.2	24.3
25 (2013)	126,254	15,542	78,859	31,852	12.3	62.5	25.2
26 (2014)	125,862	15,201	77,727	32,934	12.1	61.8	26.2
27 (2015)	125,430	14,841	76,807	33,781	11.8	61.2	26.9
28 (2016)	124,961	14,486	76,025	34,450	11.6	60.8	27.6
29 (2017)	124,456	14,133	75,346	34,977	11.4	60.5	28.1
30 (2018)	123,915	13,803	74,732	35,380	11.1	60.3	28.6
31 (2019)	123,341	13,488	74,199	35,655	10.9	60.2	28.9
32 (2020)	122,735	13,201	73,635	35,899	10.8	60.0	29.2
33 (2021)	122,097	12,892	73,141	36,064	10.6	59.9	29.5
34 (2022)	121,430	12,622	72,678	36,131	10.4	59.9	29.8
35 (2023)	120,735	12,381	72,144	36,210	10.3	59.8	30.0
36 (2024)	120,015	12,159	71,549	36,307	10.1	59.6	30.3
37 (2025)	119,270	11,956	70,960	36,354	10.0	59.5	30.5
38 (2026)	118,502	11,769	70,363	36,371	9.9	59.4	30.7
39 (2027)	117,713	11,597	69,728	36,388	9.9	59.2	30.9
40 (2028)	116,904	11,438	69,028	36,438	9.8	59.0	31.2
41 (2029)	116,074	11,290	68,274	36,510	9.7	58.8	31.5
42 (2030)	115,224	11,150	67,404	36,670	9.7	58.5	31.8
43 (2031)	114,354	11,017	66,835	36,502	9.6	58.4	31.9
44 (2032)	113,464	10,888	65,896	36,681	9.6	58.1	32.3
45 (2033)	112,555	10,762	64,942	36,851	9.6	57.7	32.7
46 (2034)	111,627	10,637	63,949	37,041	9.5	57.3	33.2
47 (2035)	110,679	10,512	62,919	37,249	9.5	56.8	33.7
48 (2036)	109,714	10,384	61,832	37,498	9.5	56.4	34.2
49 (2037)	108,732	10,253	60,699	37,779	9.4	55.8	34.7
50 (2038)	107,733	10,118	59,528	38,087	9.4	55.3	35.4
51 (2039)	106,720	9,978	58,387	38,354	9.4	54.7	35.9
52 (2040)	105,695	9,833	57,335	38,527	9.3	54.2	36.5
53 (2041)	104,658	9,682	56,358	38,619	9.3	53.8	36.9
54 (2042)	103,613	9,526	55,455	38,632	9.2	53.5	37.3
55 (2043)	102,560	9,366	54,589	38,605	9.1	53.2	37.6
56 (2044)	101,503	9,202	53,779	38,522	9.1	53.0	38.0
57 (2045)	100,443	9,036	53,000	38,407	9.0	52.8	38.2
58 (2046)	99,382	8,868	52,268	38,245	8.9	52.6	38.5
59 (2047)	98,321	8,701	51,541	38,079	8.8	52.4	38.7
60 (2048)	97,261	8,535	50,792	37,934	8.8	52.2	39.0
61 (2049)	96,205	8,373	50,038	37,794	8.7	52.0	39.3
62 (2050)	95,152	8,214	49,297	37,641	8.6	51.8	39.6
63 (2051)	94,102	8,061	48,588	37,453	8.6	51.6	39.8
64 (2052)	93,056	7,914	47,894	37,248	8.5	51.5	40.0
65 (2053)	92,013	7,774	47,224	37,014	8.4	51.3	40.2
66 (2054)	90,971	7,641	46,577	36,753	8.4	51.2	40.4
67 (2055)	89,930	7,516	45,951	36,463	8.4	51.1	40.5

各年10月1日現在人口。平成17(2005)年は、総務省統計局『国勢調査報告』(年齢「不詳人口」を按分補正した)人口による。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 出生中位(死亡中位)推計」

○ 将来推計人口における合計特出生率・平均寿命の推移

出生中位(死亡中位)推計

年次	合計特殊出生率	平均寿命		
		男	女	男女差
平成 17 (2005)	1.2601	78.53	85.49	6.96
18 (2006)	1.2942	78.85	85.78	6.93
19 (2007)	1.2467	79.02	85.94	6.92
20 (2008)	1.2297	79.19	86.10	6.91
21 (2009)	1.2232	79.35	86.25	6.90
22 (2010)	1.2184	79.51	86.41	6.90
23 (2011)	1.2152	79.66	86.55	6.89
24 (2012)	1.2135	79.80	86.69	6.89
25 (2013)	1.2134	79.94	86.82	6.88
26 (2014)	1.2148	80.08	86.95	6.87
27 (2015)	1.2171	80.22	87.08	6.86
28 (2016)	1.2199	80.35	87.20	6.85
29 (2017)	1.2227	80.49	87.33	6.84
30 (2018)	1.2252	80.61	87.45	6.83
31 (2019)	1.2273	80.73	87.57	6.84
32 (2020)	1.2289	80.85	87.68	6.83
33 (2021)	1.2302	80.96	87.78	6.83
34 (2022)	1.2311	81.07	87.89	6.82
35 (2023)	1.2320	81.18	87.99	6.81
36 (2024)	1.2328	81.29	88.09	6.80
37 (2025)	1.2335	81.39	88.19	6.79
38 (2026)	1.2343	81.50	88.28	6.79
39 (2027)	1.2351	81.60	88.38	6.78
40 (2028)	1.2360	81.70	88.48	6.78
41 (2029)	1.2371	81.79	88.57	6.78
42 (2030)	1.2382	81.88	88.66	6.78
43 (2031)	1.2394	81.97	88.74	6.78
44 (2032)	1.2408	82.06	88.83	6.77
45 (2033)	1.2422	82.14	88.90	6.76
46 (2034)	1.2436	82.23	88.98	6.76
47 (2035)	1.2450	82.31	89.06	6.75
48 (2036)	1.2465	82.39	89.14	6.74
49 (2037)	1.2479	82.47	89.21	6.74
50 (2038)	1.2492	82.55	89.28	6.73
51 (2039)	1.2505	82.63	89.36	6.73
52 (2040)	1.2517	82.71	89.43	6.72
53 (2041)	1.2528	82.78	89.50	6.72
54 (2042)	1.2538	82.85	89.57	6.72
55 (2043)	1.2548	82.92	89.64	6.72
56 (2044)	1.2557	82.99	89.71	6.72
57 (2045)	1.2566	83.05	89.77	6.72
58 (2046)	1.2574	83.12	89.83	6.72
59 (2047)	1.2582	83.18	89.89	6.71
60 (2048)	1.2589	83.25	89.95	6.70
61 (2049)	1.2597	83.31	90.01	6.70
62 (2050)	1.2604	83.37	90.07	6.69
63 (2051)	1.2611	83.43	90.12	6.69
64 (2052)	1.2618	83.50	90.18	6.68
65 (2053)	1.2625	83.56	90.24	6.68
66 (2054)	1.2632	83.62	90.29	6.67
67 (2055)	1.2640	83.67	90.34	6.67

人口動態統計と同定義に基づく合計特殊出生率。平成17(2005)年は実績値である。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計) 出生中位(死亡中位)推計」

公的年金制度一覽

○国民年金制度

(平成18年度末(平成19年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成20年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
						簿価ベース [時価ベース]	簿価ベース [時価ベース]			
第1号被保険者	万人 2,123	万人 2,520	2.77	万円 5.8	兆円 4.2	兆円	兆円	3.8 [4.0]	円 14,410	65歳
第2号被保険者	3,774					[9.4]				
第3号被保険者	1,079					—				
合計	6,976					—				
(参考) 公的年金加入者合計	7,038									

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は、5.3万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成18年度末(平成19年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成20年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成20年度)
						簿価ベース [時価ベース]	簿価ベース [時価ベース]			
厚生年金保険	万人 3,379	万人 1,198	2.82	万円 16.8	兆円 32.2	兆円	兆円	4.9 [5.2]	% 14.996	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 58歳 定額部分 一般男子・共済女子 63歳 厚生女子 61歳 坑内員・船員 58歳
国家公務員共済組合	108	64	1.68	22.1	1.9	8.8	[9.2]	7.1 [7.4]	14.896	
地方公務員共済組合	304	161	1.89	22.9	5.1	39.7	[42.0]	10.6 [11.2]	14.446	
私立学校教職員共済	46	9	4.88	21.5	0.4	3.4	[3.6]	10.3 [10.8]	11.876	
合計	3,836	1,433	2.68	17.7	39.6	182.0	[194.5]	5.7 [6.0]	—	

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.952%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.766%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

公的年金各制度の財政収支状況（平成18年度）

		厚生年金	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員 共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体	
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定			
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
収 入	収入総額	簿価ベース [時価ベース]	354,996 [372,079]	21,521 [21,435]	64,638 [62,951]	4,964 [5,143]	59,165 [60,079]	191,381	696,664 [713,068]	462,102 [478,505]
	保険料		209,835	10,333	30,312	2,918	19,038	-	272,435	272,435
	国庫・公経済負担		48,285	1,622	3,958	557	17,971	-	72,394	72,394
	追加費用		-	4,569	11,344	-	-	-	15,914	15,914
	運用収入	簿価ベース (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金) [時価ベース]	25,708 (18,253) [42,790]	2,607	15,645	1,250	1,965 (1,358) [2,879]	115	47,289 (19,611) [63,472]	47,289 (19,611) [63,472]
	基礎年金交付金		19,989	1,552	3,342	157	17,108	-	42,149	②
	国共済組合連合会等拠出金収入		385	-	-	-	-	-	385	④
	財政調整拠出金収入		-	808	-	-	-	-	808	③
	積立金相当額納付金		2,567	-	-	-	-	-	2,567	2,567
	職域等費用納付金		2,762	-	-	-	-	-	2,762	2,762
	解散厚生年金基金等徴収金		6,800	-	-	-	-	-	6,800	6,800
	基礎年金拠出金収入		-	-	-	-	-	177,080	177,080	①
	積立金より受入		34,167	-	-	-	2,828	-	36,995	36,995
	その他		4,500	30	36	82	254	14,187	19,089	※ 4,948
支 出	支出総額		343,975	20,963	55,649	3,956	60,358	177,059	661,960	441,539
	給付費		222,541	16,686	43,149	2,375	18,149	134,909	437,809	437,809
	基礎年金拠出金		119,224	4,210	11,159	1,485	41,002	-	177,080	①
	年金保険者拠出金		-	31	272	81	-	-	385	④
	基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）		-	-	-	-	-	42,149	42,149	②
	財政調整拠出金		-	-	808	-	-	-	808	③
	その他		2,210	35	261	15	1,207	1	3,730	3,730
収支残	簿価ベース [時価ベース]	11,021 [28,103]	558 [472]	8,988 [7,301]	1,008 [1,188]	△ 1,194 [△ 279]	14,322	34,705 [51,108]	20,563 [36,966]	
年度末積立金	簿価ベース [時価ベース]	1,300,980 [1,397,509]	88,137 [92,162]	397,071 [420,246]	33,834 [35,563]	87,660 [93,828]	7,246	1,914,928 [2,046,554]	1,914,928 [2,046,554]	
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース [時価ベース]	△ 23,040 [△ 5,956]	558 [472]	8,988 [7,301]	654 [833]	△ 3,853 [△ 2,939]	-	△ 16,694 [△ 287]	△ 16,694 [△ 287]	

- (注1) 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。
- (注2) 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。
- (注3) 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- (注4) 厚生年金・国民年金の収入のその他には、旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入（厚生年金4,282億円、国民年金239億円）が含まれている。
- (注5) 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。
- (注6) 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- (注7) 公的年金制度全体では、公的年金制度全体として財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり（①～④）について収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他（※）には、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」14,142億円を除いた額を計上している。

公的年金各制度の単年度収支状況（平成18年度）
 【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

		厚生年金	国家公務員 共済組合	地方公務員 共済組合	私立学校 教職員 共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体	
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定			
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
収入 (単年度)	総額	320,830	21,521	64,638	4,964	56,336	177,239	645,528	425,107	
		簿価ベース [時価ベース]	[337,912]	[21,435]	[62,951]	[5,143]	[57,251]	[661,931]	[441,511]	
	保険料	209,835	10,333	30,312	2,918	19,038	-	272,435	272,435	
	国庫・公経済負担 追加費用	48,285	1,622	3,958	557	17,971	-	72,394	72,394	
	運用収入	-	4,569	11,344	-	-	-	15,914	15,914	
		簿価ベース (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金) [時価ベース]	25,708 (18,253)	2,607	15,645	1,250	1,965 (1,358)	115	47,289 (19,611)	47,289 (19,611)
	基礎年金交付金	19,989	1,552	3,342	157	17,108	-	42,149	②	
	国共済組合連合会等拠出金収入	385	-	-	-	-	-	385	④	
	財政調整拠出金収入	-	808	-	-	-	-	808	③	
	積立金相当額納付金	2,567	-	-	-	-	-	2,567	2,567	
	職域等費用納付金	2,762	-	-	-	-	-	2,762	2,762	
	解散厚生年金基金等徴収金	6,800	-	-	-	-	-	6,800	6,800	
	基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	177,080	177,080	①	
	その他	4,500	30	36	82	254	45	4,948	4,948	
総額		343,975	20,963	55,649	3,956	60,358	177,059	661,960	441,539	
給付費		222,541	16,686	43,149	2,375	18,149	134,909	437,809	437,809	
基礎年金拠出金		119,224	4,210	11,159	1,485	41,002	-	177,080	①	
年金保険者拠出金		-	31	272	81	-	-	385	④	
基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）		-	-	-	-	-	42,149	42,149	②	
財政調整拠出金		-	-	808	-	-	-	808	③	
その他		2,210	35	261	15	1,207	1	3,730	3,730	
単年度収支残		△ 23,145	558	8,988	1,008	△ 4,022	180	△ 16,432	△ 16,432	
	簿価ベース [時価ベース]	[△ 6,063]	[472]	[7,301]	[1,188]	[△ 3,107]		[△ 28]	[△ 28]	
年度末積立金		1,300,980	88,137	397,071	33,834	87,660	7,246	1,914,928	1,914,928	
	簿価ベース [時価ベース]	[1,397,509]	[92,162]	[420,246]	[35,563]	[93,828]		[2,046,554]	[2,046,554]	

(注1) 「単年度収支状況」は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」及び基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出した単年度の収支状況を示している。

公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表の単年度収支残は、事業運営の結果を示す決算の収支残とは異なるものである。

(注2) 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。

(注3) 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。

なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

(注4) 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

(注5) 基礎年金勘定の収入のその他には、前年度剰余金受入（14,142億円）を除いた額を計上している。また、厚生年金・国民年金の収入のその他には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入（厚生年金4,282億円、国民年金239億円）が含まれている。

(注6) 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

(注7) 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

(注8) 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり（①～④）について収入・支出両面から除いている。

※ 「単年度収支状況 ー平成17年度ー」に準じて作成した。

○ 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金						
	千人	旧三共済	旧農林年金						千人	千人	千人	千人	千人	第1号	第3号
		千人	千人											千人	
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201					
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015					
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949					
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818					
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686					
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531					
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334					
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236					
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094					
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993					
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922					
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789					
対前年度増減率(%)															
8	0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.1	△ 0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△ 1.5					
9	1.4	《0.0》	△ 2.3	△ 0.2	△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.2	1.2	△ 0.6					
10	△ 1.5		△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	0.4	△ 1.4	0.2	4.3	△ 1.1					
11	△ 1.4		△ 1.5	△ 0.4	△ 0.5	0.2	△ 1.3	0.2	3.7	△ 1.1					
12	△ 0.9		△ 1.6	1.2	△ 1.5	0.5	△ 0.9	△ 0.2	1.7	△ 1.3					
13	△ 1.9		△ 1.8	△ 0.8	△ 1.0	0.6	△ 1.8	△ 0.5	2.5	△ 1.7					
14	1.8	《0.3》		△ 0.7	△ 0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△ 0.9					
15	△ 0.1			△ 1.0	△ 0.9	1.3	△ 0.2	△ 0.2	0.1	△ 1.3					
16	1.2			△ 0.5	△ 1.3	1.6	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.9					
17	1.6			△ 0.4	△ 1.3	1.5	1.3	0.2	△ 1.2	△ 0.6					
18	2.3			△ 0.5	△ 1.1	2.1	2.0	△ 0.1	△ 3.1	△ 1.2					

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

○ 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△ 0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

○ 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額) —平成18年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	373,849	545,429	599,560	486,689
男性	431,495	566,738	618,443	598,393
女性	264,486	456,922	567,222	385,509
男性を100 とした女性 の水準	61.3	80.6	91.7	64.4

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

○ 老齢・退年相当の老齢・退職年金の平均年金月額 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
男性	188,074	213,634	233,223	228,877	58,490
女性	107,257	178,949	195,075	171,785	49,252
女(男=100)	57.0	83.8	83.6	75.1	84.2
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	382	421	416	381	329
男性	423	425	431	392	369
女性	292	403	385	361	299
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	167,976	221,013	228,570	214,643	57,843
					5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

○ 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

○ 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3	17.4	14.4	11.3
	<20.7>	<23.3>	<19.1>	<15.2>
16	17.8	17.1	15.4	11.5
	<21.3>	<23.0>	<20.6>	<15.5>
17	17.8	16.7	16.2	11.8
	<21.3>	<22.4>	<21.6>	<15.7>
18	17.8	17.6	16.8	12.0
	<21.3>	<23.5>	<22.4>	<16.0>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

○ 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6	13.7	11.3	8.0
	<15.1>	<18.4>	<15.0>	<10.9>
16	12.9	13.2	12.1	8.0
	<15.4>	<17.7>	<16.2>	<10.7>
17	12.9	12.9	13.0	8.2
	<15.4>	<17.2>	<17.3>	<11.0>
18	12.8	13.7	13.5	8.5
	<15.3>	<18.4>	<18.0>	<11.3>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

○ 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	114.8	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.0]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

○ 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	倍	倍	倍	倍	倍
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証

要 旨

第1章 公的年金の概要、財政再計算とその財政検証等

(1) 財政再計算に基づく財政検証

この報告書で行う平成16年財政再計算に基づく財政検証は、平成13年の閣議決定を受けて、被用者年金制度の安定性と公平性の確保に関するものであり、被用者年金制度を主とし、国民年金を含めた全公的年金を対象としている。

第2章 平成16年財政再計算結果

(1) 被保険者数の見通し

各制度とも被保険者数は2005年度から2100年度にかけて減少していく。平成16年財政再計算結果によると、厚生年金では3,230万人から2100年度の1,420万人へ、国共済+地共済では416万5千人から146万6千人へ、私学共済では44万2千人から20万2千人へ、国民年金第1号被保険者では2,190万人から890万人へ減少していく見通しである。

(2) 受給者数の見通し

各制度とも受給者数(年金種別合計)は、当初増加し、2040年度前後(私学共済は2060年代半ば)をピークに減少に転じる見通しである。

(3) 保険料(率)の見通し

平成16年財政再計算結果によると、国共済+地共済、私学共済の最終保険料率は、厚生年金の18.3%を上回っている。国共済+地共済では、2100年度の積立度合が1から4の4通りの試算が示されており、最終保険料率は18.8%から19.2%となっている。私学共済の最終保険料率は、毎年の引上げ幅が0.354%の場合は18.5%、0.231%の場合は20.7%となっている。また、国民年金の最終保険料は、16,900円(平成16年度価格)である。

第3章 安定性の確保に関する検証

3-1 検証の観点

(1) 検証の観点

年金制度の安定性の確保に関しては、保険料水準固定方式の場合には、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」という観点から、給付先決め方式^注の場合には、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点から検証する。

注：給付が厚生年金の給付設計に準拠する形で先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式

3-2 給付水準と保険料率

(2) 給付水準

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、今後緩やかに低下し、2023年度以降50.2%となる見込みである。厚生年金については、保険料水準固定方式の場合の観点に照らし、平成16年財政再計算の前提で推移していく場合には安定性が確保されているものと考ええる。

(3) マクロ経済スライド

マクロ経済スライドにより、最終的には給付が約15%抑制される見込みである。この給付の抑制効果は年金財政にとって大きなプラス要因であり、マクロ経済スライドは年金財政の安定性に大きく寄与しているものと考ええる。

(4) 保険料率

共済年金の保険料率は、毎年0.354%^注ずつ引き上げられ、最終保険料率は、国共済+地共済が18.8%~19.2%、私学共済が18.5%になる見込みである。各共済年金については、給付先決め方式の場合の観点に照らし、平成16年財政再計算の前提で推移していく場合には安定性は確保されているものと考ええる。

注：国共済は、2009年9月に地共済と保険料率をそろえるまでの間、毎年0.129%の引上げ幅

3-3 各財政指標による評価

(5) 年金扶養比率

年金扶養比率は、各制度とも今後2050年度頃までにかけて次第に低下していく見込みであり、特に私学共済で非常に急速に低下（成熟化）していく。その後は安定して推移し、2100年度には、厚生年金1.66、国共済+地共済1.20、私学共済2.45、基礎年金1.4となる。

(6) 総合費用率

総合費用率は、2100年度には、厚生年金20.4%、国共済+地共済23.6%、私学共済24.0%になる見込みである。特に私学共済で急激なスピードで上昇していく。

(7) 収支比率

2100年度の収支比率をみると、厚生年金(106.6%)と国民年金(106.2%)は比較的安定した水準であるが、国共済+地共済(積立度合1で120.1%)と私学共済(123.9%)は支出の2割程度を積立金の取崩しにより賄っている状態である。

3-4 積立水準

(8) 積立比率

積立比率は、2005年度には厚生年金が6.2、国民年金が4.6であるのに対し、国共済+地共済が9.6（国共済7.5、地共済10.2）、私学共済が10.3と、共済年金でかなり高くなっている。各制度とも、2030～2035年度頃をピークに一貫して低下する見込みであり、2100年度では、厚生年金1.3、国共済+地共済1.4（積立度合1）、私学共済1.5、国民年金2.3となる。

(9) 積立金による保険料率の軽減効果

積立金の運用収入分及び取崩し分を料率換算してみると、各制度ともかなり高い率となっている。総合費用率と保険料率を比較することで、積立金による保険料率の軽減効果を見ると、ピーク時では、厚生年金で4.5%、国共済+地共済で6.4%、私学共済で9.9%の保険料率が軽減されている。また、国民年金ではピーク時で約4,180円（平成16年度価格）の保険料が軽減されている。

3-5 各制度の年金の財源と給付の内訳

(10) 給付現価

各制度の給付現価は、厚生年金が1,710兆円、国共済+地共済が301.5兆円、私学共済が26.7兆円、国民年金が280兆円である。国共済+地共済では、他制度と比べ過去期間に係る分の給付現価の割合が大きい。

(11) 財源の現価

財源の構成は、厚生年金で、保険料現価が7割、国庫負担現価が2割、積立金から得られる財源の現価が1割となっており、国共済+地共済（積立度合1）では積立金から得られる財源の現価の割合が若干大きい。また、国民年金では国庫負担の現価が5割以上を占める。

3-6 前提を変更した場合の影響

(12) 前提の変更

財政再計算の前提を、少子化改善、少子化進行、経済変更1、経済変更2、死亡率改善なし、拠出金単価のみ変更（共済年金のみ）のケースに変更して、財政見通しを作成し、基準ケース（財政再計算結果）と比較した。

注：経済変更1は、平成21年度以降、運用利回り3.1%、賃金上昇率1.8%、物価上昇率1.0%
経済変更2は、平成21年度以降、運用利回り3.3%、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%

(13) 給付水準への影響

2004年度を100とした所得代替率指数でみると、最終的には、少子化進行では78、経済変更1では83と、基準ケースの85より低くなっている。逆に、少子化改善では87、経済変更2では86、死亡率改善なしでは92と、基準ケースより高くなっている。

《参考》前提を変更した場合の影響

	基準 ケース	少子化 改善	少子化 進行	経済変更 1	経済変更 2	死亡率 改善なし	拠出金 単価のみ 変更
所得代替率指数(2004年度=100)							
	85 (2023)	87 (2020)	78 (2031)	83 (2027)	86 (2023)	92 (2014)	85 (2023)
最終保険料率							
厚生年金	18.3% (2017)	18.3% (2017)	18.3% (2017)	18.3% (2017)	18.3% (2017)	18.3% (2017)	
国共済 +地共済	18.8% (2020)	18.8% (2020)	18.8% (2020)	18.7% (2020)	19.0% (2020)	18.9% (2020)	19.0% (2020)
私学共済	18.5% (2027)	18.0% (2026)	19.9% (2031)	18.3% (2027)	19.0% (2029)	17.8% (2025)	18.7% (2028)

注：()内は到達年度である。

(14) 保険料率への影響

厚生年金では、保険料水準固定方式によって、いずれの場合も最終保険料率は18.3%である。

国共済+地共済では、マクロ経済スライドによって、最終保険料率は、少子化進行、少子化改善ともに基準ケースと同じく18.8%となっている。また、経済変更1の最終保険料率は18.7%と、基準ケースより低く、経済変更2は19.0%、死亡率改善なしは18.9%、拠出金単価のみ変更は19.0%と、基準ケースより高くなっている。

私学共済では、少子化進行は19.9%、経済変更2は19.0%、拠出金単価のみ変更は18.7%と、基準ケースの18.5%より高く、少子化改善は18.0%、経済変更1は18.3%、死亡率改善なしは17.8%と、基準ケースより低くなっている。

((13)の《参考》を参照)

3-7 制度改正各項目の影響

(15) 国庫・公経済負担割合の引上げの影響

被用者年金各制度とも、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げにより、最終保険料率は、厚生年金では3.1ポイント、国共済+地共済では2.6ポイント、私学共済では3.3ポイント低下している。

(16) 保険料水準固定方式の導入とスライド調整の影響

保険料水準固定方式の導入（厚生年金・国民年金）とスライド調整により、厚生年金では最終保険料率が4.5ポイント低下した結果、給付水準が2割弱低下している。それを受けた共済年金は、給付水準が2割弱低下した結果、最終保険料率が国共済＋地共済では6.1ポイント、私学共済では4.0ポイント低下している。

(17) 永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことによる影響

有限均衡方式への変更により、被用者年金各制度とも給付水準の低下が約3ポイント緩和された。さらに、最終保険料率の抑制も図られ、国共済＋地共済では0.8ポイント、私学共済では0.5ポイント低下している。

第4章 公平性の確保に関する検証

(1) 検証の観点

年金制度間の公平性の確保に関して、「基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと」という観点から検証する。

具体的には、各制度の給付を基礎年金拠出金分（1階部分）、厚生年金報酬比例相当部分（2階部分）、共済年金職域部分（3階部分）に分け、被用者年金の共通の給付である1階部分及び2階部分について保険料水準をみる。

(2) 保険料率の振り分け

保険料率は一体として設定されており本来的には分けることはできないが、制度間の公平性を検証するために、以下の方法で平成16年財政再計算に基づく保険料率を機械的に振り分ける。

《保険料率の振り分け方法》

基礎年金拠出金相当保険料率分を1階部分の保険料率相当分として先取りし、残りの料率を当該年度の2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、2階部分及び3階部分の保険料率相当分を算出

(3) 2階部分の給付に係る保険料水準

2階部分の保険料率相当分は、短期的には違いがみられるが、今後その違いは解消されていく見込みであり、長期的には各制度とも同程度の水準となる。

《参考》2階部分の保険料率相当分（機械的な粗い試算）

	2005年度	2050年度	2100年度
厚生年金	9.3%	12.2%	12.6%
国共済＋地共済	10.2% (国共済) 9.4% (地共済)	12.3% (積立度合1)	12.5% (積立度合1)
私学共済	6.4%	12.2%	12.4%

(4) 1階部分の給付に係る保険料水準

1階部分の保険料率相当分（基礎年金拠出金相当保険料率）は、厚生年金と比べ共済年金で低くなっている。この差は、各制度が頭割りで基礎年金拠出金を拠出する一方で、この定額の拠出分を各制度により異なる標準報酬総額で料率に換算するために生じている。

(5) 職域部分を除く給付に係る保険料水準

職域部分を除く保険料率相当分（1階部分と2階部分の保険料率相当分を合算したもの）をみると、2005年度では、厚生年金が14.3%、国共済が13.5%、地共済が12.7%、私学共済が9.9%、2100年度では、厚生年金が18.3%、国共済+地共済16.5%（積立度合1）、私学共済16.5%となっており、被用者年金制度間で差がみられる。

《参考》職域部分を除く保険料率相当分（機械的な粗い試算）

	2005年度	2050年度	2100年度
厚生年金	14.3%	18.3%	18.3%
国共済+地共済	13.5%(国共済) 12.7%(地共済)	16.5%(積立度合1)	16.5%(積立度合1)
私学共済	9.9%	16.5%	16.5%

(6) 年金制度間の公平性

(5)のような差を解消するためには、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図っていくことが必要となる。

ただし、職域部分を除く保険料率相当分の現在の差については、各制度の成熟の程度の違いや、制度が分立している中で各制度が独自の財政計画に基づき運営してきたこと等によって生じていることに、十分な注意を払う必要がある。

長期的には、職域部分を除く保険料率相当分の差は、共済年金間ではほとんどなくなるが、厚生年金と共済年金の間では残る見通しである。この差は、1階部分の保険料率相当分の差によって生じているものであり、2階部分の保険料率相当分についての差はほとんどなくなる。

以上のような制度間の職域部分を除く保険料率相当分の差は、被用者年金制度の財政単位の一元化を図るなどの方法を採用しない限り、完全になくすことは困難である。

第5章 将来見通しの推計方法の検証

(1) 基礎数、基礎率の種類

基礎数、基礎率の使用状況をみると、同様の基礎数、基礎率が用いられているが、制度により、若干の違いが見られる。

(2) 基礎数の作成方法とそのデータ

基礎数は、被保険者に係るもの、待期者に係るもの、受給権者に係るものに大別されるが、各制度とも利用し得る最も近い実績に基づき作成されており、妥当なものだといえる。

(3) 基礎率の設定方法とその数値

今回の再計算で用いられた基礎率は、おおむね実績に基づき作成されており、制度の特性に応じた差を除けば大きな差異はなく、妥当といえる。

(4) 将来見通しの計算過程（アルゴリズム）

いずれの制度についても、前年度までの推計値（初期値として基礎数を投入する。）に基づき、当年度の推計値を順次推計している。

今回の財政再計算では、制度によっては再加入をすべて新規加入とみなしたり、繰上げ支給がないものとした簡略化はあったものの、制度改正の内容は盛り込まれており、計算式についてもおおむね妥当といえる。

第6章 年金財政の評価

(1) 将来の被保険者数の見通し

被保険者数の見込みについては、全制度とも将来推計人口の中位推計を基としているが、その変動は財政や給付水準に大きな影響を与えることを考えれば、今回使用された見通しがより確実に実現するようなあらゆる政策を検討、実施していくことが重要である。

(2) 年金財政の特性と動き

年金数理的な観点からは、今回使用した基礎数、基礎率などがそのまま推移するとして、今後5年ごとに有限均衡方式で将来見通しの作成や財政再計算が行われていくとすると、給付水準や最終保険料率が見直されて今回計算した永久均衡方式での数値に近づき、最終的には今回の永久均衡方式の下での結果よりも低い給付水準や高い最終保険料率になることが考えられる。

(3) 前提を変更した場合の試算の充実

今後の財政見通しの作成や財政再計算の際には、今回行った試算も含め、さらに多くの試算を行い、財政の安定性についてより正確な理解ができるようにすべきである。例えば、経済前提であれば、変動の幅を広げたものや個々の要素単独での変更によるもの、また、死亡率については将来推計人口での見通しよりもさらに改善が進んだ場合の試算等が必要であろう。

(4) 前提の設定について

将来の被保険者数などの設定の際には、就業率や失業率など、一般に広く知られている指標を使用するか、それとの関連性を説明するなどの必要がある。

(5) さらに長期の推計について

今回の将来見通しでは、推計期間の後半から最終段階まで積立金の水準が低下し続ける姿が提示されることとなり、将来の年金財政の安定性について疑義を感じる要因となっている。100年以上後の姿を表すのは困難なことではあるが、これらの問題に答え得るような推計方法、期間についての検討が必要である。

(6) 確率的将来見通し

前提の変更の一つの方法として、確率的将来見通し(Stochastic Projection)がある。各基礎率について一定の確率分布をすると考え、その確率で実現するとした試算を数多く行うことにより、当該制度の財政状況の将来のあり得る可能性(確率)を計算するものである。どの基礎率について、どのような分布を設定するか、複数の基礎率間の整合性をどうするかなどの問題があるが、ある程度の割切りをした上でも、この確率的将来見通しを作成していくことは、年金制度の安定性をより詳細に検討するために必要となっていくと考えられ、各制度の担当者による検討が望まれる。

(7) 年金数理担当者の必要性

各年金財政の特徴を熟知し、財政再計算で作成される見通しへの責任を明確にするためにも、各制度に年金数理人など年金数理に深い見識を有する数理担当者を配置するなどの措置が必要と考えられる。

(参考1) 厚生年金の財政見通し

《参考事項》 最終保険料率 18.3%
 国庫負担の前提 平成21年度 2分の1完成
 スライド調整期間(終了年)2023年度
 所得代替率(終了年度時点)50.2%

年度 (西暦)	保険料率	収入							支出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	国共済連立 会等拠出金 収入(再 掲)	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2005	14.288	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2010	16.058	28.3	20.8	4.6	3.0	0.0	0.0	31.9	20.6	11.1	0.2	-3.6	163.9	163.9	5.2	6.2	146.9	
2015	17.828	37.6	25.5	7.1	4.9	0.0	0.0	37.5	24.4	13.0	0.2	0.0	156.0	145.3	4.2	5.2	160.6	
2020	18.3	44.0	30.8	8.1	5.1	0.0	0.0	41.4	26.0	15.1	0.2	2.6	162.5	137.3	3.9	4.8	174.4	
2025	18.3	49.2	34.8	8.6	5.8	0.0	0.0	43.3	26.6	16.5	0.2	5.9	186.3	141.8	4.2	5.2	190.0	
2030	18.3	53.7	37.7	9.1	6.9	0.0	0.0	45.5	27.6	17.7	0.2	8.2	223.1	153.1	4.7	5.9	205.8	
2035	18.3	58.2	40.0	9.9	8.3	0.0	0.0	49.5	29.8	19.4	0.2	8.7	266.6	164.9	5.2	6.6	218.7	
2040	18.3	62.2	41.6	11.1	9.5	0.0	0.0	55.3	33.1	22.0	0.3	6.9	306.1	170.6	5.4	6.8	227.3	
2045	18.3	66.2	43.1	12.8	10.3	0.0	0.0	62.9	37.2	25.4	0.3	3.3	330.1	165.8	5.2	6.5	235.6	
2050	18.3	69.8	44.9	14.3	10.6	0.0	0.0	69.3	40.4	28.6	0.3	0.5	338.0	153.1	4.9	6.2	245.3	
2055	18.3	77.1	50.0	16.9	10.3	0.0	0.0	74.8	43.1	31.4	0.3	-1.3	335.0	136.7	4.5	5.7	258.0	
2060	18.3	80.6	52.8	17.8	9.9	0.0	0.0	82.9	45.2	33.7	0.3	-2.1	325.6	119.8	4.1	5.3	273.1	
2065	18.3	83.8	55.6	18.7	9.5	0.0	0.0	86.7	47.0	35.5	0.3	-2.4	314.4	104.2	3.8	4.9	288.7	
2070	18.3	87.0	58.4	19.6	9.0	0.0	0.0	90.8	49.0	37.4	0.3	-2.9	301.2	90.0	3.5	4.5	303.8	
2075	18.3	90.4	61.4	20.6	8.4	0.0	0.0	95.0	51.1	39.3	0.4	-3.7	284.4	76.6	3.2	4.1	319.1	
2080	18.3	94.2	65.0	21.7	7.6	0.0	0.0	99.6	53.4	41.2	0.4	-4.6	263.2	63.9	2.8	3.6	335.7	
2085	18.3	98.6	69.1	22.8	6.7	0.0	0.0	104.6	55.9	43.4	0.4	-5.4	237.9	52.1	2.4	3.1	355.1	
2090	18.3	103.6	73.9	24.0	5.7	0.0	0.0	109.8	58.5	45.7	0.4	-6.0	209.1	41.2	2.1	2.6	377.8	
2095	18.3	109.1	79.1	25.3	4.7	0.0	0.0	115.4	61.3	48.0	0.5	-6.2	178.4	31.7	1.7	2.2	403.6	
2100	18.3	115.1	84.8	26.6	3.7	0.0	0.0	121.5	67.7	53.3	0.5	-6.4	147.0	23.5	1.3	1.7	432.0	

(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注4) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注5) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。

(参考2) 国共済+地共済の財政見通し (積立度合1)

《参考事項》 最終保険料率 18.8%
 国庫負担の前提 平成21年度 2分の1完成
 スライド調整期間(終了年度)2023年度

年度 (西暦)	保険料率	収入							支出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準報酬 総額 (総報酬)	
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出							
2005	14.638	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
2010	13.738	76,249	41,346	5,477	16,954	7,383	5,088	0	76,084	60,398	15,385	301	301	165	465,226	465,226	6.1	9.6	300,427
2015	15.508	90,545	48,408	8,779	14,301	15,398	3,659	0	84,067	66,500	17,284	283	283	6,478	492,096	458,486	5.8	8.5	316,657
2020	17.278	95,067	55,502	9,644	11,151	16,384	2,386	0	88,749	69,410	19,074	264	264	6,319	523,321	442,095	5.8	7.9	325,649
2025	18.8	100,306	63,045	10,064	8,009	17,783	1,405	0	88,824	68,669	19,970	185	185	11,481	570,319	434,247	6.3	8.1	337,937
2030	18.8	102,961	66,654	10,603	5,251	19,699	754	0	89,855	68,575	21,095	185	185	13,106	631,982	433,705	6.9	8.5	356,479
2035	18.8	107,889	70,846	11,842	3,076	21,759	366	0	95,469	71,599	23,613	257	257	12,420	697,030	431,134	7.2	8.5	378,914
2040	18.8	113,281	74,300	13,707	1,550	23,567	157	0	103,489	75,708	27,374	407	407	9,792	753,106	419,845	7.2	8.4	397,387
2045	18.8	118,526	77,403	15,653	679	24,730	60	0	112,874	81,579	31,288	6	6	5,653	787,942	395,911	6.9	8.1	413,980
2050	18.8	123,475	80,461	17,238	279	25,476	20	0	119,621	85,153	34,468	0	0	3,854	810,710	367,147	6.7	7.9	430,324
2055	18.8	128,064	83,447	18,581	123	25,907	6	0	126,641	89,480	37,160	0	0	1,424	823,158	335,992	6.5	7.6	446,281
2060	18.8	132,669	87,008	19,659	47	25,955	1	0	133,183	93,866	39,317	0	0	-514	823,704	303,032	6.2	7.3	465,324
2065	18.8	137,120	90,654	20,705	8	25,753	0	0	139,410	98,000	41,409	0	0	-2,289	816,405	270,704	5.9	6.9	484,832
2070	18.8	141,473	94,460	21,865	0	25,149	0	0	147,143	103,415	43,729	0	0	-5,670	795,529	237,748	5.4	6.4	505,194
2075	18.8	146,001	99,067	23,043	0	23,891	0	0	156,289	110,202	46,086	0	0	-10,288	753,249	202,894	4.9	5.7	529,857
2080	18.8	151,489	105,288	24,218	0	21,983	0	0	165,020	116,585	48,435	0	0	-13,531	691,068	167,774	4.3	5.0	563,164
2085	18.8	157,098	112,060	25,256	0	19,782	0	0	171,311	120,799	50,512	0	0	-14,213	620,829	135,846	3.7	4.4	599,418
2090	18.8	162,280	118,542	26,268	0	17,470	0	0	177,743	125,208	52,535	0	0	-15,463	546,814	107,841	3.2	3.7	634,117
2095	18.8	167,302	125,163	27,351	0	14,789	0	0	186,247	131,546	54,701	0	0	-18,945	459,930	81,754	2.6	3.0	669,567
2100	18.8	172,231	132,176	28,625	0	11,431	0	0	196,157	138,908	57,249	0	0	-23,926	350,831	56,206	1.9	2.2	707,118

(注) 2005年度の保険料率は、上が国共済、下が地共済の値である。

(参考3) 私学共済の財政見通し (掛金率の引上げ幅 0.354%)

《参考事項》 最終掛金率 18.5%
 国庫負担の前提 平成21年度 2分の1完成
 スライド調整期間(終了年度) 2023年度
 所得代替率(終了年度時点) 48.7%

年度 (西暦)	掛金率	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合	積立 比率	標準給与 総額 (総報酬 ベース)	
		収入合計	掛金 収入	国庫負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出							
2005	10.814	4,094	2,873	518	510	193	1	3,818	2,345	1,414	59	59	275	32,263	32,263	8.4	10.3	26,807
2010	12.584	5,633	3,534	834	1,135	131	1	4,458	2,774	1,620	64	64	1,175	36,614	34,113	7.9	10.1	28,401
2015	14.354	6,734	4,354	952	1,353	74	1	5,090	3,135	1,872	83	83	1,644	43,778	36,983	8.3	10.4	30,685
2020	16.124	8,008	5,293	1,016	1,665	33	1	5,651	3,493	2,012	145	145	2,358	54,057	46,737	9.1	11.2	33,195
2025	17.894	9,390	6,233	1,048	2,096	12	1	6,260	3,968	2,085	207	207	3,130	68,104	46,737	10.4	12.5	35,202
2030	18.5	10,499	6,737	1,138	2,620	4	0	7,153	4,752	2,271	129	129	3,346	84,843	52,478	11.4	13.6	36,741
2035	18.5	11,449	7,022	1,301	3,126	2	0	8,437	5,765	2,599	73	73	3,013	100,744	56,163	11.6	13.7	38,287
2040	18.5	12,346	7,293	1,507	3,546	1	0	10,002	6,989	3,012	1	1	2,344	113,751	57,156	11.1	13.1	39,769
2045	18.5	13,175	7,625	1,700	3,849	1	0	11,671	8,271	3,400	0	0	1,503	122,954	55,682	10.4	12.2	41,583
2050	18.5	13,939	8,044	1,875	4,020	0	0	13,265	9,514	3,751	0	0	675	127,957	52,229	9.6	11.2	43,875
2055	18.5	14,571	8,493	2,009	4,068	0	0	14,618	10,600	4,018	0	0	-48	129,132	47,506	8.8	10.2	46,324
2060	18.5	15,094	8,959	2,129	4,006	0	0	15,830	11,572	4,259	0	0	-736	126,808	42,047	8.1	9.3	48,865
2065	18.5	15,547	9,451	2,255	3,841	0	0	16,879	12,370	4,509	0	0	-1,332	121,293	36,249	7.3	8.4	51,550
2070	18.5	16,016	10,025	2,397	3,594	0	0	17,804	13,011	4,794	0	0	-1,789	113,201	30,492	6.5	7.5	54,688
2075	18.5	16,631	10,771	2,574	3,285	0	0	18,742	13,594	5,148	0	0	-2,111	103,255	25,068	5.6	6.5	58,768
2080	18.5	17,331	11,636	2,765	2,931	0	0	19,726	14,197	5,529	0	0	-2,395	91,847	20,097	4.8	5.6	63,492
2085	18.5	18,086	12,596	2,961	2,529	0	0	20,805	14,883	5,922	0	0	-2,719	78,937	15,568	3.9	4.6	68,732
2090	18.5	18,879	13,645	3,163	2,070	0	0	22,004	15,677	6,327	0	0	-3,126	64,158	11,404	3.1	3.6	74,456
2095	18.5	19,734	14,809	3,384	1,541	0	0	23,332	16,564	6,768	0	0	-3,597	47,128	7,550	2.2	2.5	80,813
2100	18.5	20,715	16,145	3,633	936	0	0	24,799	17,533	7,267	0	0	-4,085	27,677	3,996	1.3	1.5	88,111

(参考4) 国民年金の財政見通し

《参考事項》 最終保険料(平成16年度価格) 16,900円
 国庫負担の前提 平成21年度 2分の1完成
 スライド調整期間(終了年度) 2023年度
 所得代替率(終了年度時点) 50.2%

年度 (西暦)	保険料 (16年度価格)	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度価格)	積立 度合	積立 比率
		収入合計	保険料 収入	国庫・ 公経済 負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2005	13,580	4.0	2.1	1.7	0.2		4.2	0.1	4.0	0.1	-0.2	10.8	10.8	2.6	4.6	
2010	14,980	5.6	2.6	2.7	0.3		5.1	0.1	4.9	0.1	0.5	11.0	10.2	2.1	4.5	
2015	16,380	6.5	3.0	3.1	0.4	(注4)	5.9	0.1	5.7	0.1	0.7	13.8	11.7	2.2	4.9	
2020	16,900	7.3	3.4	3.4	0.6		6.4	0.1	6.3	0.1	0.9	17.9	13.6	2.6	5.8	
2025	16,900	8.1	3.7	3.7	0.7		7.0	0.1	6.8	0.1	1.1	23.2	15.9	3.2	6.9	
2030	16,900	9.2	4.0	4.2	0.9		8.0	0.1	7.8	0.1	1.2	29.2	18.1	3.5	7.7	
2035	16,900	10.2	4.2	4.9	1.1		9.2	0.1	9.0	0.1	1.0	34.7	19.4	3.7	8.1	
2040	16,900	11.2	4.3	5.7	1.2		10.6	0.1	10.4	0.1	0.6	38.7	19.4	3.6	8.0	
2045	16,900	12.2	4.5	6.4	1.3		11.8	0.1	11.7	0.1	0.3	41.0	18.6	3.4	7.6	
2050	16,900	13.1	4.7	7.1	1.3		13.0	0.0	12.8	0.1	0.1	42.0	17.2	3.2	7.2	
2055	16,900	14.0	5.0	7.6	1.3		14.0	0.0	13.8	0.1	0.0	42.2	15.5	3.0	6.8	
2060	16,900	14.7	5.3	8.1	1.3		14.8	0.0	14.7	0.1	-0.1	41.9	13.9	2.8	6.4	
2065	16,900	15.4	5.6	8.6	1.3		15.6	0.0	15.5	0.1	-0.2	41.1	12.3	2.6	6.0	
2070	16,900	16.1	5.8	9.0	1.3		16.5	0.0	16.3	0.1	-0.3	39.7	10.7	2.4	5.5	
2075	16,900	16.9	6.2	9.5	1.2		17.3	0.0	17.1	0.1	-0.4	37.7	9.2	2.2	5.0	
2080	16,900	17.7	6.5	10.0	1.1		18.2	0.0	18.0	0.2	-0.5	35.2	7.7	2.0	4.4	
2085	16,900	18.6	7.0	10.5	1.0		19.2	0.0	19.0	0.2	-0.6	32.3	6.4	1.7	3.9	
2090	16,900	19.5	7.5	11.1	0.9		20.2	0.0	20.0	0.2	-0.7	29.0	5.2	1.5	3.3	
2095	16,900	20.5	8.0	11.7	0.8		21.3	0.0	21.0	0.2	-0.7	25.4	4.1	1.2	2.8	
2100	16,900	21.6	8.6	12.3	0.7		22.4	0.0	22.2	0.2	-0.8	21.6	3.1	1.0	2.3	

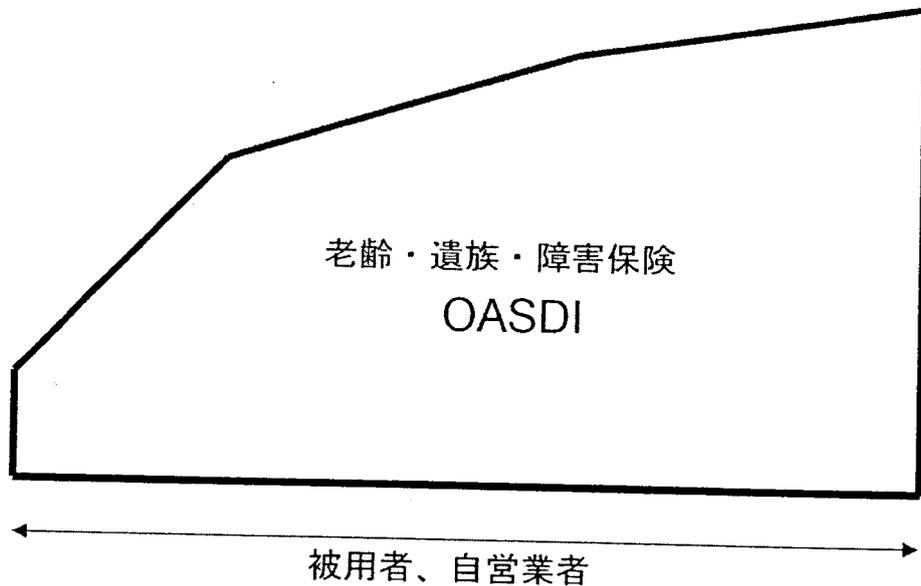
- (注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次のとおり。
 賃金上昇率 2.1%
 物価上昇率 1.0%
 運用利回り 3.2%
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)
- (注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。ただし、()内は名目額である。
- (注4) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。
- (注5) 「基礎年金拠出金」は基礎年金給付に係る特別国庫負担分を含む。

○ アメリカの公的年金

【制度の概要】

OASDI (Old-Age, Survivors and Disability Insurance)	
対象者	被用者及び年収400ドル(約4.3万円)以上の自営業者(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年1,000ドル(約10.7万円)以上の収入について行われる。)
保険料率 (社会保障税率)	労6.2%、使6.2% 自営業者12.4%
最低加入期間	40加入四半期(10年)
支給開始年齢(2006年)	65歳8ヶ月(2027年までに67歳に引上げ)
年金額の改定	賃金上昇率を反映して年金額が裁定され(62歳までの分)、支給開始後は生活費(物価)上昇率(COLA)により改定
国庫負担	なし
平均年金月額(2005年)	単身:1,002ドル(約10.7万円) 夫婦:1,505ドル(約16.1万円) ※1ドル=107円で計算(2005年)

【概念図】



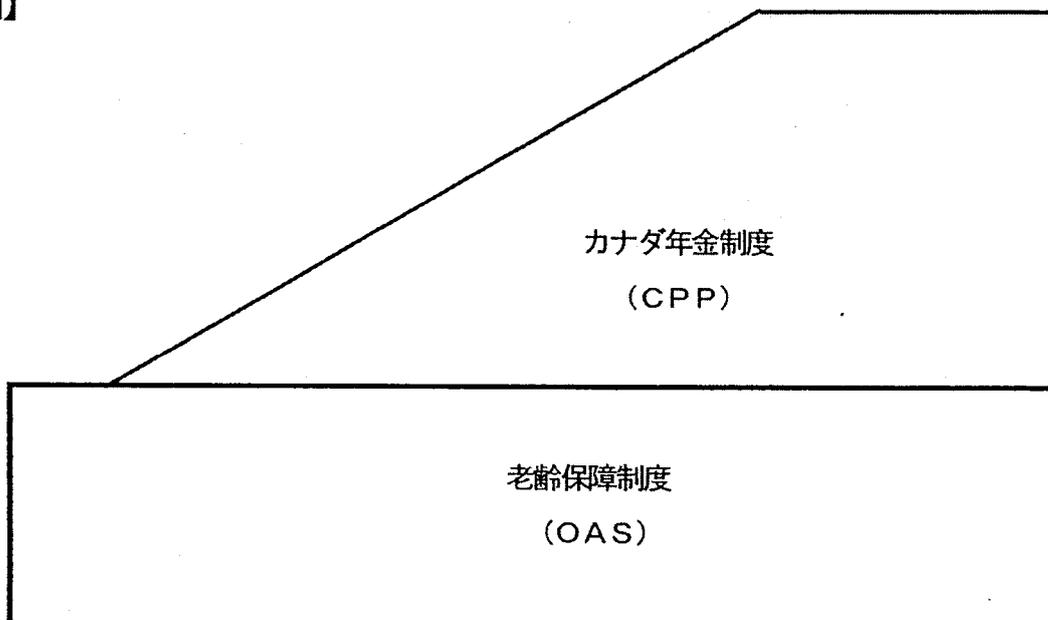
出典：第2回社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会資料より抜粋

○ カナダの公的年金

【制度の概要】

	老齢保障制度 (Old Age Security)	カナダ年金制度 (Canada Pension Plan)
対象者	全居住者	18歳以上70歳未満の者であって、年額3,500ドル(約360,500円)以上の所得のあるもの
保険料率	— (税方式)	○ 被用者：9.9% (本人：4.95%、事業主：4.95%) ○ 自営業者：9.9% ※賦課対象限度額は42,100ドル(約4,243,600円)
支給開始年齢	65歳	65歳
最低加入期間	18歳到達後10年居住 (カナダ国外で給付を受ける場合は20年居住)	なし
年金額の改定	物価スライド	裁定時は平均賃金による再評価(退職した年から過去5年間の平均賃金)、裁定後は物価スライド
年金月額 (満額)	497.83ドル(約51,276円、40年居住) (年間63,511ドル(約6,541,633円)を超える収入につき超過部分の15%相当額を減額)	拠出期間中の保険料賦課対象所得の平均月額(過去分は現在価値に換算)の25% 上限額：863.75ドル(約88,966円)
平均年金月額	466.88ドル(約48,556円) (2007年3月)	473.09ドル(約47,782円) (2006年10月)

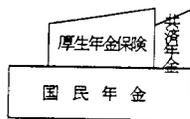
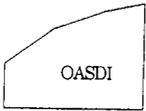
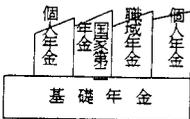
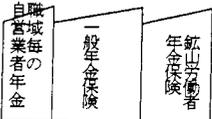
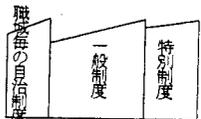
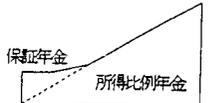
【概念図】



出典：第2回社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会資料より抜粋

年金制度の国際比較

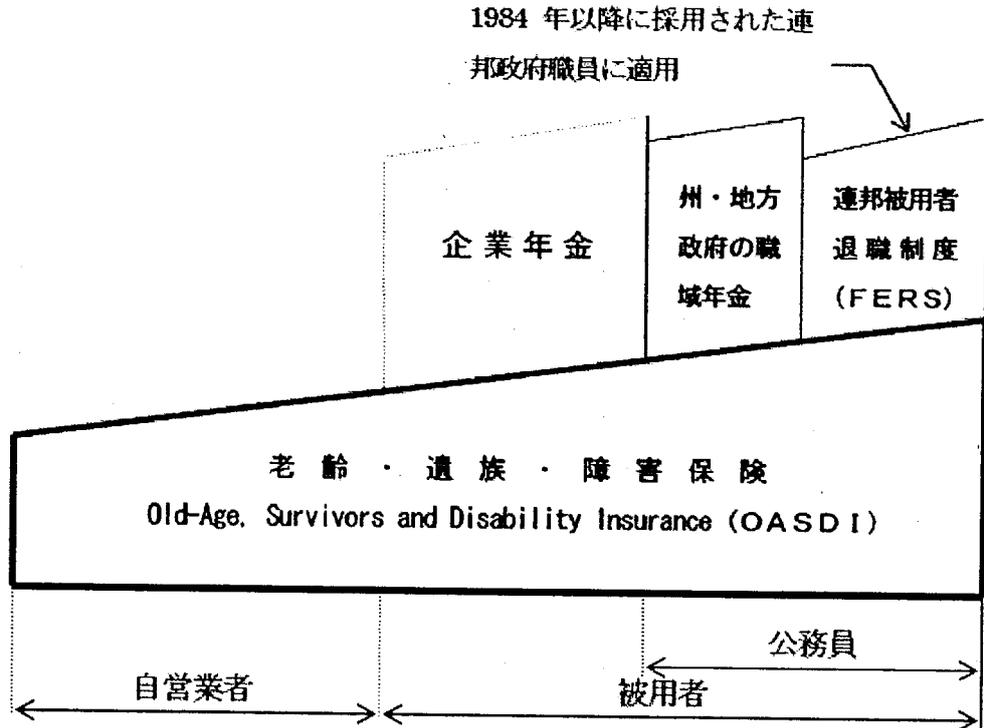
(平成18年11月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
対象者	全 国 民	一 般 被 用 者 自 営 業 者 等	一 定 所 得 以 上 の 一 般 国 民	一 般 被 用 者 自 営 業 者 (任 意 加 入) 等	一 般 被 用 者 自 営 業 者 等	一 定 所 得 以 上 の 一 般 国 民
保険料率 (2006年)	(一般被用者) 14.642% (2006.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額 (2006.4～、月あたり13,880円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人: 11.0% 事業主: 12.8%	19.5% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人: 6.75% 事業主: 9.9%	17.21% 本人: 7.0% 事業主: 10.21% ※その他二重年金の保険料1.7%が 事業主にかかる(老齢年金とは別制度)。
支給開始年齢 (2005年)	国民年金(基礎年金): 65歳 厚生年金: 60歳 ※男子は2025年までに、女子は2030年までに65歳に引上げ	65.5歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男子: 65歳 女子: 60歳 ※女子は2020年までに65歳に引上げ	65歳	60歳	65歳 ※61歳以降本人が選択。ただし、 保証年金の支給開始年齢は65歳
国庫負担	基礎年金給付費の1/3 ※2009年度までに1/2に引上げ	なし	原則なし	給付費の約26% (2004年)	一般財源より給付費の約7% 一般社会拠出金等より 給付費の約18% (1997年)	保証年金部分
<参考>OECDレポートによる 所得代替率 (所得は税控除後のもの)	59.1%	51.0%	47.6%	71.8%	68.8%	68.2%

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe:2006 / The Americas:2005
 ・ The Mutual Information System on Social Protection
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会)
 ・ Pensions at a Glance 2005 (OECD) ほか

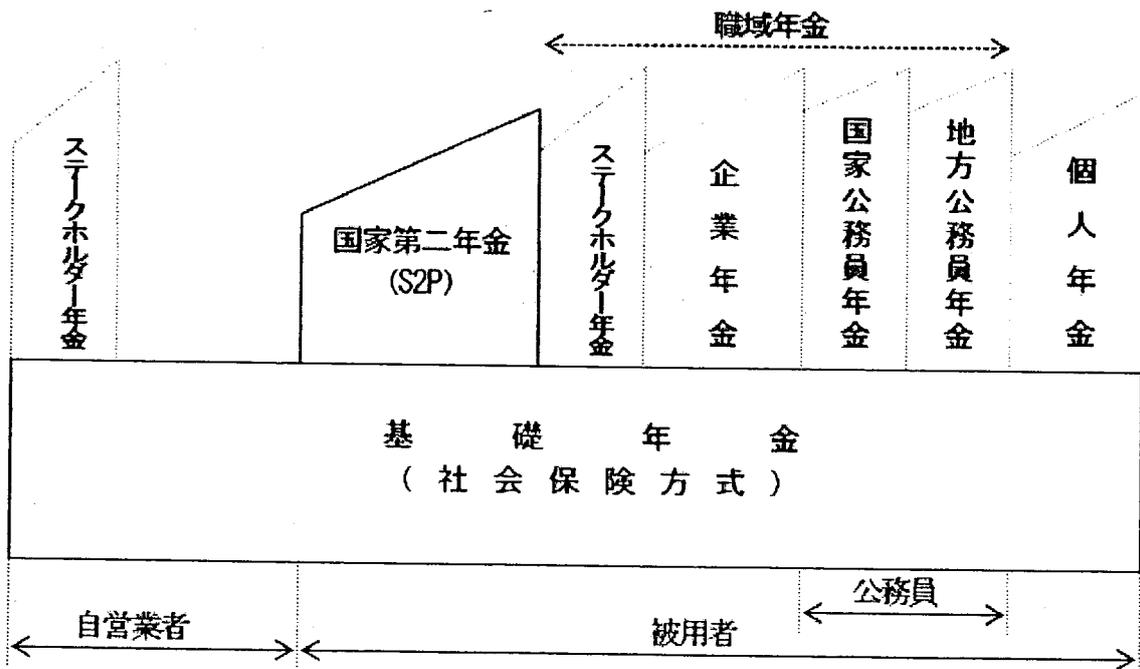
アメリカの年金制度の概要

<制度体系>



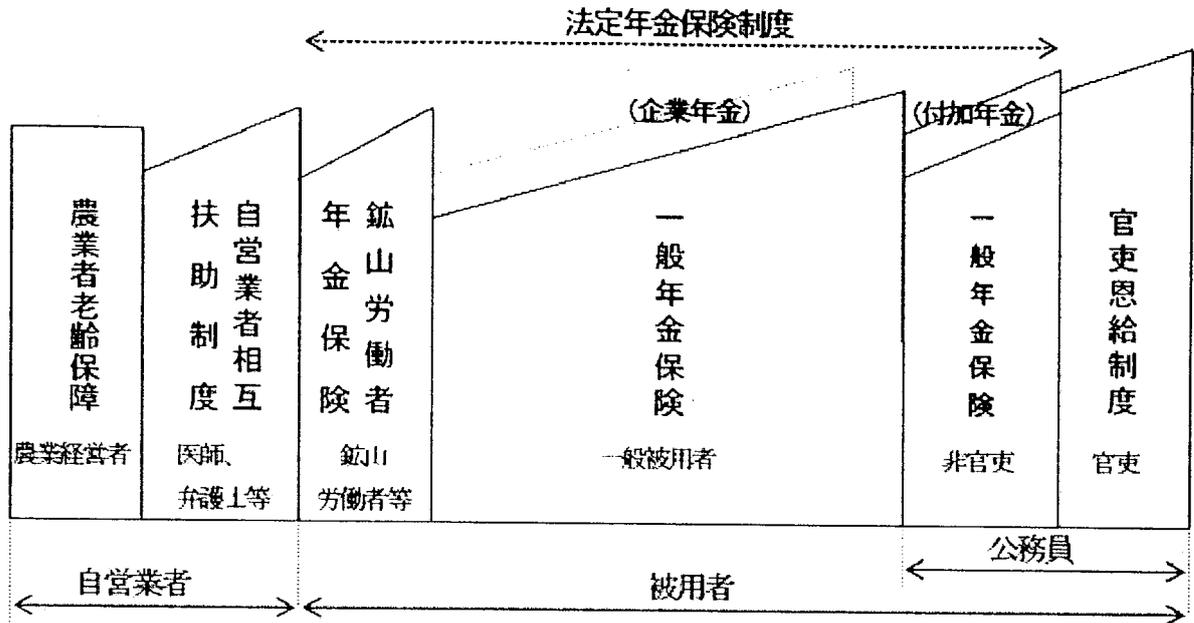
イギリスの年金制度の概要

<制度体系>



ドイツ年金制度の概要

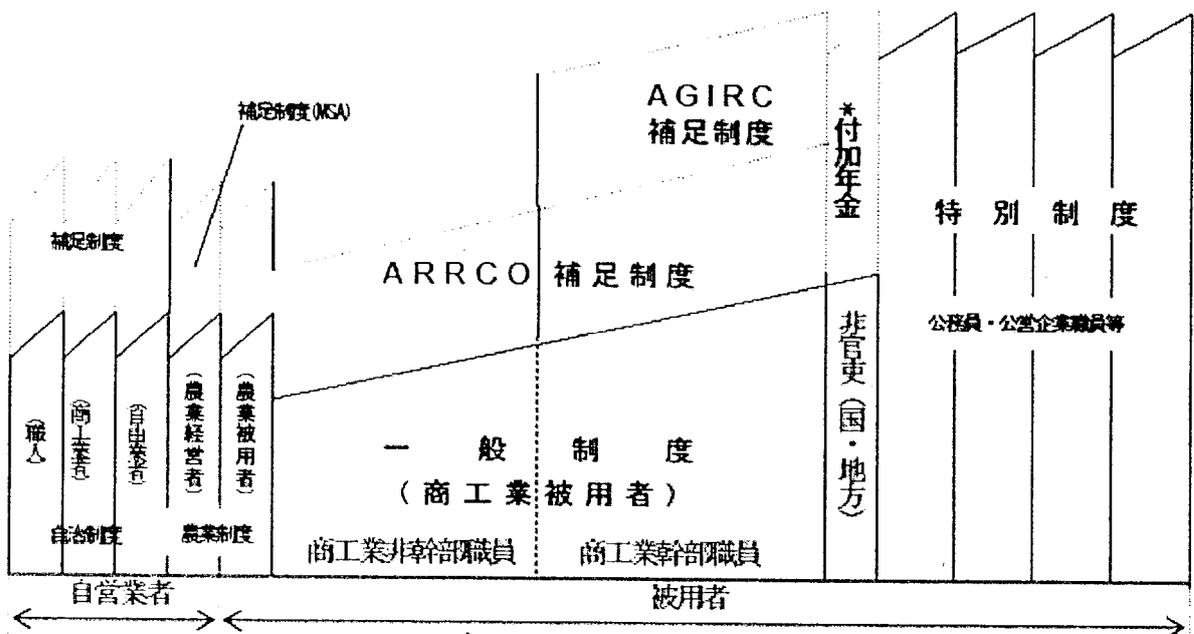
<制度体系>



※この他、製鉄従業者を対象とした製鉄従業者付加保険もある。

フランス年金制度の概要

<老齢保険の制度体系>



* 非正規公務員補足退職年金機構 (IRCANTEC, Institution de retraite complémentaire des agents non titulaires de l'Etat et des collectivités publiques)

スウェーデンの年金制度の概要

<制度体系>

